

第7期
可児市障がい者計画
【令和6年度～令和8年度】

可児市

はじめに

可児市では、令和3年3月に「第6期可児市障がい者計画」を策定し、福祉、教育、保健、医療、生活環境の整備など、幅広い分野にわたり、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

国においては、障がいの有無に関わらず、国民の誰もが、地域の一員として共に生きる社会づくりを目指して、障害福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策の推進が図られている中、障がいのある人やその家族の



方のニーズが多様化・複雑化していることから、障がいの分野だけではなく地域の関係機関が連携しながら適切に対応していくことが重要となっています。

このような状況を踏まえて「第6期可児市障がい者計画」の内容や推進状況などを評価・検証し、新たに「第7期可児市障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、『だれもが互いを認め合い みんなが共に地域で育ち 自分らしく暮らせるまち』を基本理念として掲げ、「重層的支援体制の構築」「親なき後の暮らしの場の整備」「就労支援・定着支援」「インクルージョンの推進」などの施策の充実を図ることにより、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、障がいのある人やその家族の方にとっても、「住みごっこ一番・可児」となるよう取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました可児市障がい者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメントにご協力いただきました多くの市民や事業者の皆様にも、深く感謝申し上げます。

令和6年3月

可児市長 富田成輝

< 目 次 >

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本事項 | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格..... | 2 |
| 3 計画の期間..... | 3 |
| 4 計画の対象..... | 3 |
| 第2章 可児市の障がい児・者を取り巻く現状 | 4 |
| 1 計画の進捗状況 | 4 |
| 2 第6期可児市障がい者計画における目標の達成状況..... | 6 |
| 3 統計から見える可児市の状況 | 11 |
| 4 アンケート調査及びヒアリング結果..... | 17 |
| 5 障がい者計画策定委員会委員からの意見 | 22 |
| 6 第6期可児市障がい者計画の総括と今後の展開..... | 26 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 28 |
| 1 基本理念..... | 28 |
| 2 基本目標..... | 29 |
| 3 施策の体系..... | 30 |
| 4 重点を置く取り組み | 31 |
| 第4章 支援の種類ごとの目標等 | 33 |
| 1 成果目標・活動指標 | 33 |
| 2 障害福祉サービス等の見込み | 42 |
| 3 地域生活支援事業の見込み | 45 |
| 4 障害児通所サービス等の見込み | 49 |
| 第5章 事業の展開 | 50 |
| 1 地域でつながり、支え合う | 51 |
| 2 住み慣れた地域で住み、暮らす | 59 |
| 3 健やかに、安心して生活する | 62 |
| 4 住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ | 66 |
| 5 働き、活動する | 71 |
| 第6章 計画の推進体制 | 74 |
| 1 団体・事業者等との連携 | 74 |
| 2 障がい福祉施策に関する財政措置について..... | 74 |
| 3 PDCA サイクルによる実効性の確保..... | 74 |

| | |
|-----------------|----|
| 資料編..... | 75 |
| 1 策定の経過..... | 75 |
| 2 策定委員会要綱 | 76 |
| 3 策定委員会名簿 | 77 |

障害 と 障がい

市が作成する行政文書等（広報紙、パンフレット、計画書、ホームページなど）は、障がいの者の人格尊重の理念に基づき、「障がい」と「がい」をひらがな表記しています。

法令等の名称または法令用語、固有名詞、人の状態を表現していないものに対して使用するときは、「障害」の表記を用いることができます。

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい福祉に関する取り組みは、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、「障害者権利条約^{*}」の締結に向けてさまざまな国内の法整備が進められてきました。平成23年に「障害者基本法」が改正され、その翌年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、共生社会を目指すことが示されました。また、制度の谷間を埋めるため難病等^{*}をサービスの対象に含めることなども新たに定められました。

その後、平成28年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が望む地域での生活を支援し、多様なニーズに対応するためにサービスが新設され、障害児福祉計画の策定が平成30年度より義務付けられました。

可見市（以下、「本市」といいます。）では、令和3年3月に「第6期障がい者計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」を策定し、『お互いを認め合いみんなが地域で育ち自分らしく暮らせるまち』を基本理念に掲げ、障がい福祉施策を推進してきました。

新たな国の障がい福祉に関する動向や、これまでの本市の取り組みを踏まえ、第7期可見市障がい者計画（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。令和6年度からの障がい福祉に関する取り組みを着実に推進し、障がいのある人が望む地域で、必要とする支援や障害福祉サービスの提供を受けられるよう、サービス提供体制の整備や社会参加の促進を図りながら、安心して暮らせるまちを目指します。

障害者権利条約：障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障がい者の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、アクセシビリティ、家族、教育、労働等さまざまな分野において、障がい者の権利を保護・促進する規定を設けている。

難病：(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義される。

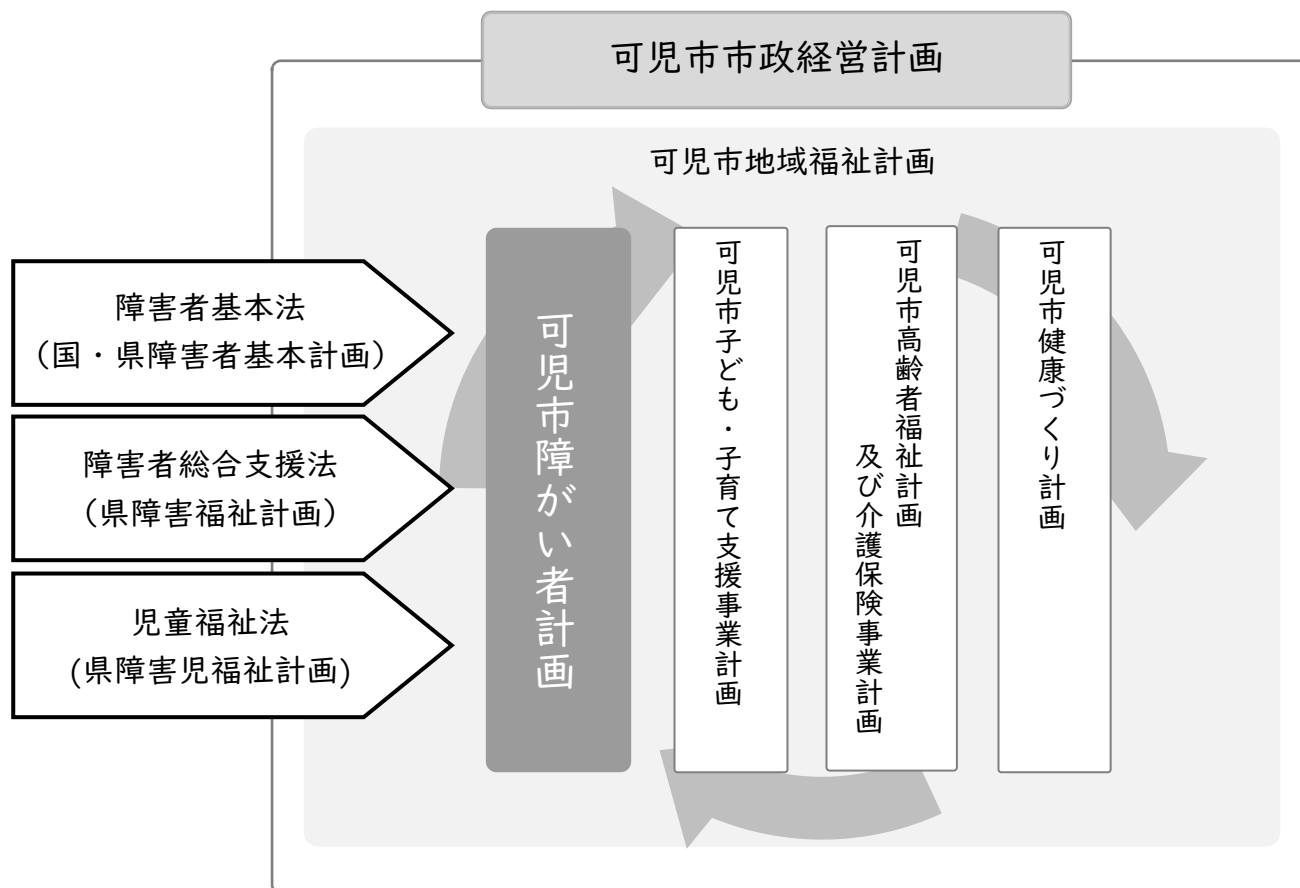
2 計画の性格

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として「第7期可見市障がい者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として「第7期可見市障がい福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として「第3期可見市障がい児福祉計画」を位置付け、これらの計画を一体として『第7期可見市障がい者計画』を定めました。
- この計画は、本市における障がい者施策の基本的な考え方や障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児通所サービス等の見込量について明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を目指すものです。
- 本計画は、「可見市市政経営計画」や「第4期可見市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、本市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。
- 障がい児支援の方向性については、子ども・子育て支援法に基づく「可見市子ども・子育て支援事業計画」との調整を図ります。
- 本計画は、サービス利用者、当事者団体、サービス提供事業者等を対象にしたアンケート調査やヒアリングにより、障がいのある人や関係者の意見を踏まえながら、策定委員会において計画案を作成し、パブリックコメントを通じて策定しました。

■策定する計画の関係性

| 法に基づく計画の名称 | 策定する計画の名称 | 定める内容 |
|------------|------------------|-----------------------|
| 市町村障害者計画 | 「第7期可見市障がい者計画」 | 障がい者施策の基本的な考え方 |
| 市町村障害福祉計画 | 「第7期可見市障がい福祉計画」 | 障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込量 |
| 市町村障害児福祉計画 | 「第3期可見市障がい児福祉計画」 | 障害児通所サービス等の見込量 |

■可児市障がい者計画の位置付け



3 計画の期間

国の基本指針では、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を3年としています。これに即して、本市でもこれらの計画の期間を3年を1期として定めることとし、令和6年度～令和8年度を計画期間とします。

| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----------------------------------------------|------|------|-----------------------------------------------|------|------|-----------------------------------------------|------|------|
| 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 |
| 第5期可児市障がい者計画 (第5期障がい福祉計画) (第1期障がい児福祉計画) | | | 第6期可児市障がい者計画 (第6期障がい福祉計画) (第2期障がい児福祉計画) | | | 第7期可児市障がい者計画 (第7期障がい福祉計画) (第3期障がい児福祉計画) | | |

4 計画の対象

本計画は、障がいのある人とこの地域に関わる皆さんを対象としています。

第2章 可児市の障がい児・者を取り巻く現状

1 計画の進捗状況

令和3年3月に策定した、「第6期可児市障がい者計画」に位置付けている事業についての進捗状況は次のとおりです。

A…計画通り進行中 B…概ね計画どおりだが、一部未実施
C…未着手 D…事業の完了

| No. | 施策の方向 | 事業 | A | B | C | D | 計 |
|----------|-------------------|----------------------------|------|------|-----|-----|-------|
| 1 | 地域でつながり、支えあう | (1)障がいの理解と支えあいの心の育成 | 6 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| | | (2)市民による支えあいのしくみの強化 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| | | (3)相談支援体制の充実・強化 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | (4)情報提供 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | | (5)障がい者施策推進のための体制強化 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| | | (6)防災・防犯体制の整備 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 2 | 住み慣れた地域で住み、くらす | (1)在宅支援と居住の場の確保 | 10 | 2 | 0 | 0 | 12 |
| | | (2)福祉用具や医療費助成制度の推進 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 3 | 健やかに、安心して生活する | (1)支えあいによる健康づくりの推進 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | | (2)健康の保持・増進のための支援 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | | (3)バリアフリーの計画的推進 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | | (4)権利を守るしくみづくり | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | (5)「合理的配慮」と「差別解消」への対応 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 4 | 住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ | (1)総合的な障がい児支援の充実 | 14 | 2 | 0 | 0 | 16 |
| | | (2)生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実 | 3 | 3 | 0 | 0 | 6 |
| 5 | 働き、活動する | (1)一般企業等への就業に向けた支援 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| | | (2)就業の場の確保と自立訓練の推進 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | | (3)日中活動の場の確保 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | (4)外出・意思疎通支援の充実 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 合計 | | | 90 | 12 | 0 | 0 | 102 |
| 区分の割合(%) | | | 88.2 | 11.8 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |

※進捗状況は、令和4年度末時点のものです。

「第6期可児市障がい者計画」に位置付けている事業については進捗状況A（計画どおり進行中）が約90%となっており、概ね順調に推進されています。

進捗状況B（概ね計画どおりだが、一部未実施）の事業は次のとおりです。

なお、第6期障がい者計画の期間中は、新型コロナウイルスの影響が大きく、感染防止のため、各事業の中止や実施方法の変更等が多くありました。

進捗状況Bの事業（No.は、P.50以降の事業の展開における各事業の番号を表しています。）

| No. | 事業名 | 状況等 |
|-----|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 校外活動参加による福祉教育の推進 | 新型コロナウイルスの影響により、車いすツインバスケットボールを通じた啓発事業は、令和2・3年度は中止。 今後は他のスポーツ等も通じた啓発事業に切り替えるため、計画内容を一部変更する。 |
| 8 | 各種講座の実施 | 新型コロナウイルスの影響により、講座の企画が一部未実施。 |
| 9 | 民生委員・児童委員活動への支援 | 新型コロナウイルスの影響により研修が未実施。 |
| 21 | スタッフの確保 | スクールサポーターを計画的に配置しているが、より多くの確保が必要と考えられる。 |
| 34 | 短期入所の充実 | 中濃圏域全体への声掛けをしているが、新たな施設の開設はない。 |
| 43 | 共生型サービスの利用促進 | 関係機関と連携を図っているが、市内の共生型サービス事業所は平成30年11月に開設された1事業所のみ。 |
| 73 | 通常学級に在籍する軽度発達障がい児への支援体制の構築 | スクールサポーターを計画的に配置しているが、より多くの確保が必要と考えられる。 |
| 74 | 特別支援教育育成会の活動支援 | 支援学級在籍児童の増加と新型コロナウイルスの影響により、生活発表会の実施方法を変更。 |
| 83 | 学習・活動成果の発表支援 | 新型コロナウイルスの影響により、健康フェア等における作品の展示や製品の販売は中止。 |
| 85 | スポーツ教室の開催等スポーツ機会の確保 | 新型コロナウイルスの影響により、水泳教室は中止。 |
| 86 | スポーツ活動へ参加できる環境の整備 | 新型コロナウイルスの影響により、水泳教室は中止。 |
| 88 | 民間企業への働きかけ | 新型コロナウイルスの影響により、関係機関との連携や意見交換会は未実施。 |

2 第6期可児市障がい者計画における目標の達成状況

(1)施設入所者の地域生活への移行

■国の指針

| 項目 | 令和5年度までの目標 |
|----------------|----------------------------------|
| 施設入所者の地域生活移行者数 | 令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 |
| 施設入所者数 | 令和元年度末の施設入所者の施設入所者数から1.6%以上削減する。 |

■可児市における実績(※達成状況は、令和4年度末時点の状況で判断しています。以下同じ。)

| 項目 | 実績値 | | | | 目標 (令和5年度) | 達成状況 |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 施設入所者数 | 83人 | 81人 | 79人 | 84人 | 83人 | 未達成 |
| 施設入所者の増減数 (令和元年度末との比較) | - | △2人 | △4人 | 1人 | 0人 | 未達成 |
| 令和元年度末の施設入所者に占める地域生活移行者数 | - | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 未達成 |
| 令和元年度末の施設入所者に占める地域生活移行者の割合 | - | - | - | - | 1.2% | 未達成 |

■施設入所者の削減数内訳

施設入所者増減の内訳は以下のとおりであり、死亡、入院、介護保険施設へ移行により8人減少でしたが、新規入所者が9人増加したため、1人増加となりました。地域移行は、令和4年度末時点では0人でしたが、令和5年度中に1人入所施設から在宅生活へ移行されました。

| 要因種別 | 項目 | 令和2年度中 | 令和3年度中 | 令和4年度中 | 実績計 |
|------|-----------|--------|--------|--------|-----|
| 増加要因 | 新規入所 | 0人 | 2人 | 7人 | 9人 |
| 減少要因 | 死亡 | 1人 | 3人 | 1人 | 5人 |
| | 入院 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| | 介護保険施設へ移行 | 0人 | 1人 | 1人 | 2人 |
| | 地域移行 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 差引合計 | △2人 | △2人 | 5人 | 1人 |

(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の指針

各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する。

■可児市における実績

| 項目 | 実績値 | | | | 目標 (令和5年度) | 達成状況 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 地域生活支援拠点等の整備 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 達成 |
| 地域生活支援拠点等の運用状況を継続的に検証・検討 | — | 1回 | 1回 | 1回 | 3回 | 未達成 |

地域生活支援拠点等：障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点を指す。本市では、単独施設に機能を集約する形式ではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担うという「面的な体制」での整備を進める。

(3)福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

| 項目 | 令和5年度までの目標 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 令和元年度実績の1.27倍以上とする。そのうち、就労移行支援事業は令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とする。 |
| 就労定着支援事業の利用率 | 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。 |
| 就労定着支援事業の就労定着率 | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 |

■可児市における実績

| 項目 | 実績値 | | | | 目標 (令和5年度) | 達成状況 |
|-----------------------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 11人 | 6人 | 17人 | 16人 | 13人 | 達成 |
| 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数 | 5人 | 2人 | 5人 | 6人 | 7人 | 未達成 |
| 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数 | 5人 | 1人 | 10人 | 9人 | 6人 | 達成 |
| 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数 | 0人 | 3人 | 2人 | 2人 | 0人 | 達成 |
| 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の就労定着支援事業の利用者の割合 | 36% | 33% | 38% | 29% | 70% | 未達成 |
| 就労定着支援事業所全体に占める、就労定着率が8割以上の事業所数の割合 | -% | -% | -% | -% | 70% | 未達成 |

(4)障がい児支援の提供体制の整備等

■国の指針

| 項目 | 令和5年度までの目標 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可) |
| 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保 | 児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携を図るなど、難聴児支援のための中核機能の整備を行う。(県) |
| 保育所等訪問支援サービスの拡充 | 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(困難な場合は、圏域単位での確保でも可) |
| 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議体設置 | 医療的ケア児支援のために、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 |

■可児市における実績

| 項目 | 実績値 | | | | 目標 (令和5年度) | 達成状況 |
|---------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 児童発達支援センターの設置 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 設置しない | - |
| 保育所等訪問支援サービスの拡充 | 整備済 | 整備済 | 整備済 | 整備済 | 整備する | 達成 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 達成 |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 達成 |
| 医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 設置済 | 達成 |
| 医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るためのコーディネーターを配置 | 配置済 | 配置済 | 配置済 | 配置済 | 配置済 | 達成 |

(5)相談支援体制の充実・強化等

■国の指針

市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

■可児市における成果目標

| 項目 | 実績値 | | | | 目標 (令和5年度) | 達成状況 |
|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------------|------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 | 1,459件 | 2,276件 | 2,045件 | 2,146件 | 1,900件 | 達成 |
| 相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言 | 17件 | 20件 | 21件 | 23件 | 16件 | 達成 |
| 相談支援事業所の人材育成のために行う支援の実施 | 4件 | 4件 | 3件 | 10件 | 4件 | 達成 |
| 相談支援機関との連携強化 | 54件 | 59件 | 28件 | 25件 | 24件 | 達成 |

(6)障害福祉サービス等の質の向上

■国の指針

都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。

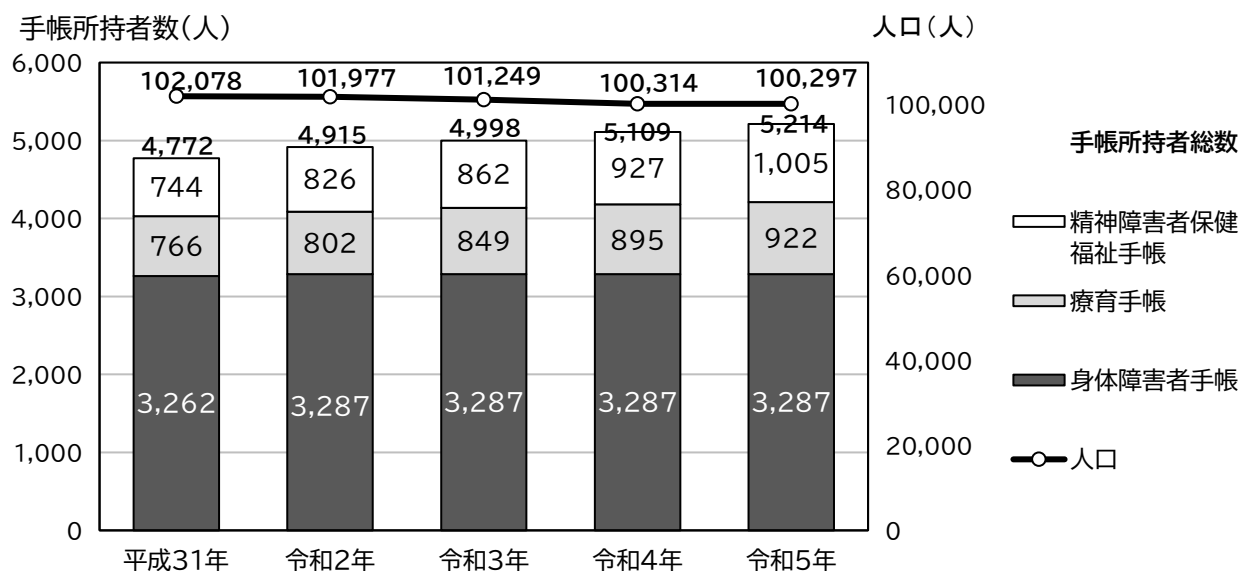
■可見市における成果目標

| 項目 | 実績値 | | | | 目標 (令和5年度) | 達成状況 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------|------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | | |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 2人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 達成 |
| 障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有 | — | 実施済み | 実施済み | 実施済み | 整備する | 達成 |
| 指導監査結果の共有 | 実施済み | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 継続実施 | 未達成 |

3 統計から見える可児市の状況

(1)各手帳所持者数の推移

本市における人口と障がい者手帳の所持者数について、平成31年から令和5年の傾向は次のとおりです。人口はわずかに減少しつつ、手帳所持者数は増加しています。

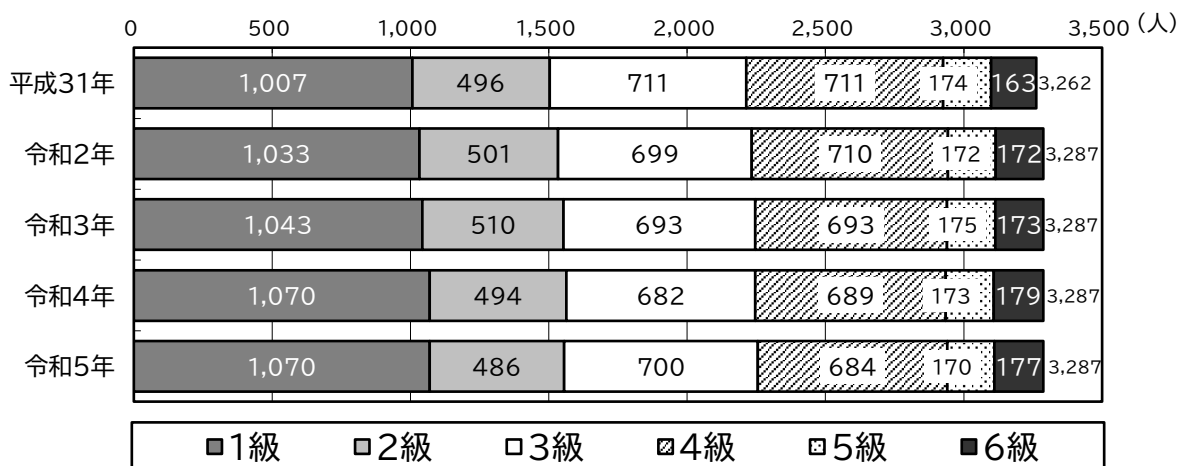


人口の資料:市福祉支援課(人口:各年4月1日/手帳:各年3月31日現在)

① 身体障害者手帳所持者数の推移

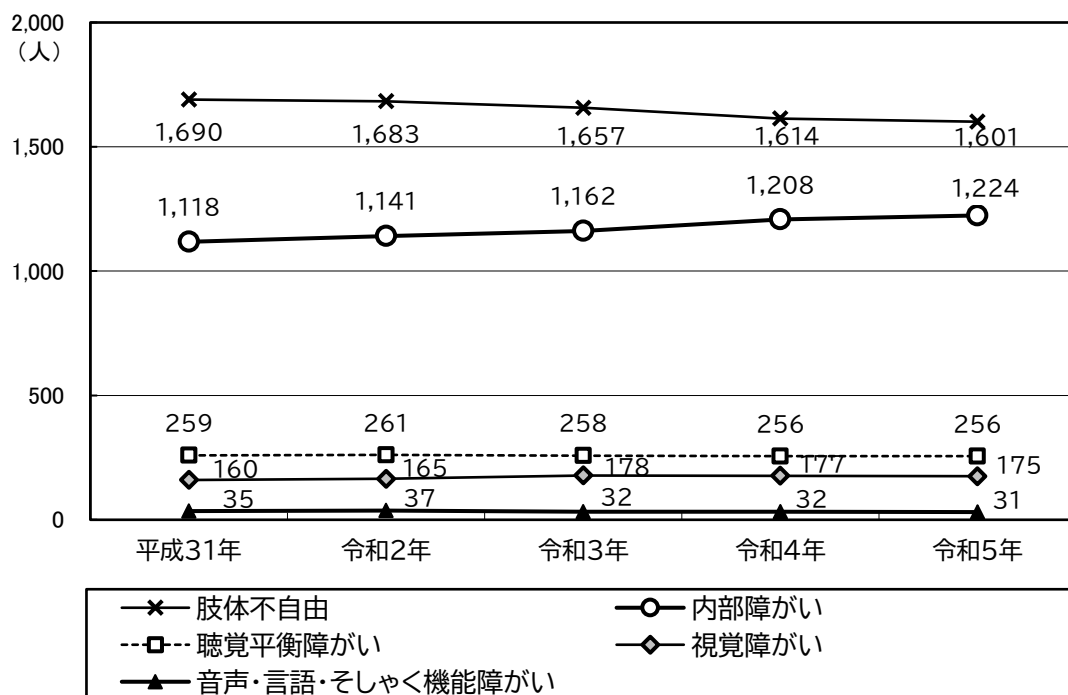
本市の身体障害者手帳所持者数は、増減がありませんでした。障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成31年から令和5年の傾向は肢体不自由がやや減少し、内部障がいやや増加していますが、大きな変動はみられません。年代別での手帳所持者数は、令和4年度末時点では70歳以上の方が全体の約66%を占めています。

■障がい等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



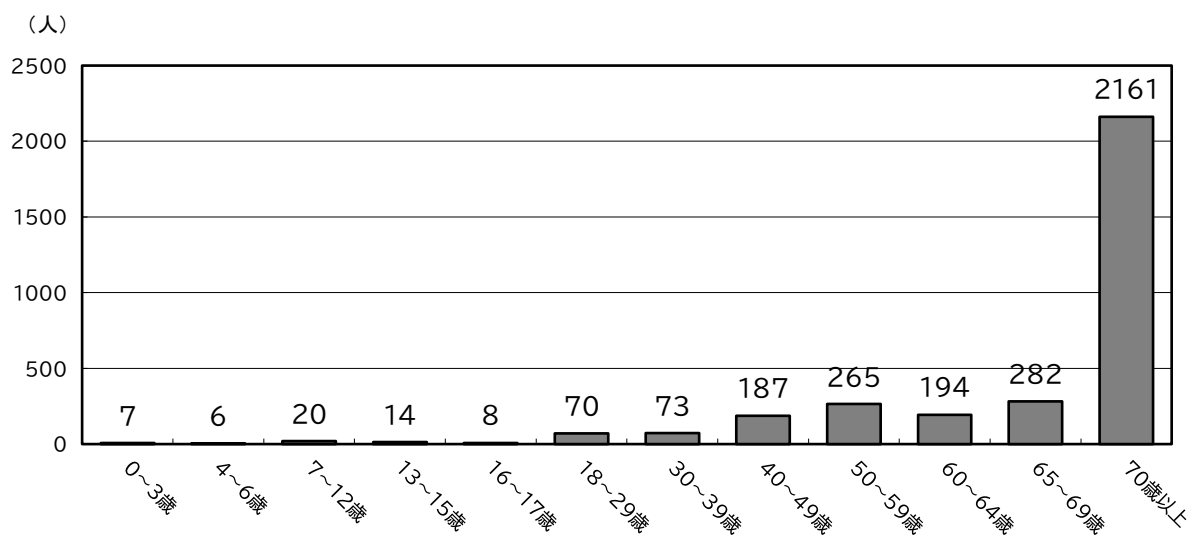
資料:岐阜県身体障害者更生相談所(各年3月31日現在)

■障がい種別別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料:岐阜県身体障害者更生相談所(各年3月31日現在)

■年代別 身体障害者手帳所持者数

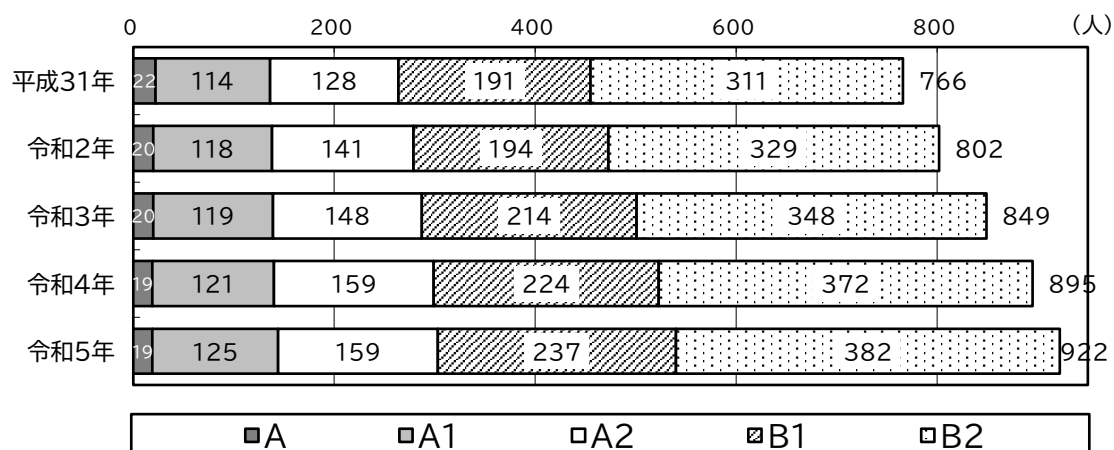


資料:岐阜県身体障害者更生相談所(令和5年3月31日現在)

② 療育手帳所持者数の推移

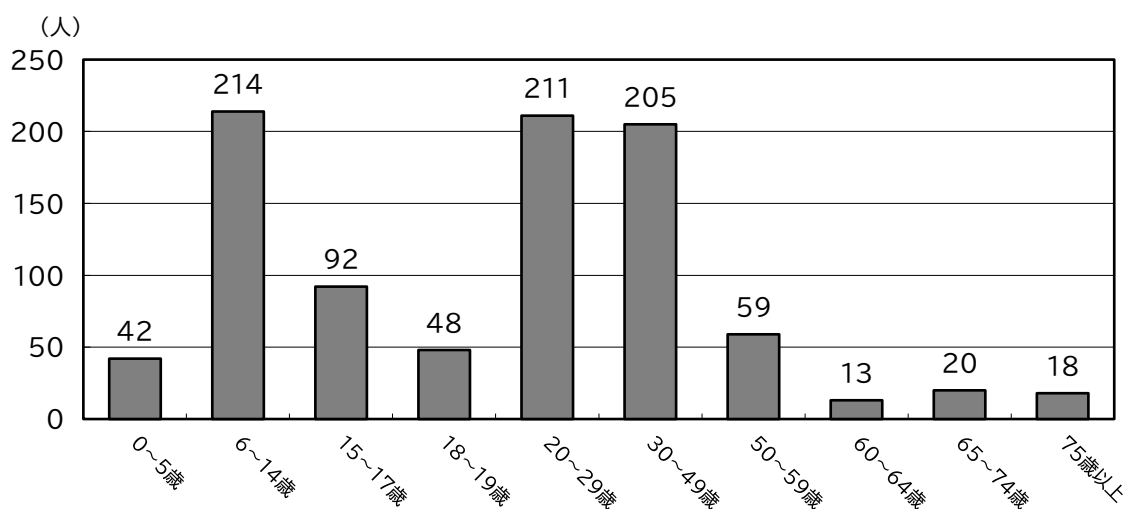
本市の療育手帳所持者数は、平成31年から令和5年までの5年間で約1.2倍となっています。A判定の重度者はほぼ変化はありませんでしたが、B判定の軽度者は全体的に約1.2倍強の増加率となりました。年代別の手帳所持者数は、令和4年度末時点で、6歳～19歳が約38%、20歳～49歳が約45%を占めています。

■障がい等級別 療育手帳所持者数の推移



資料:県障害福祉課(各年3月31日現在)

■年代別 療育手帳所持者数

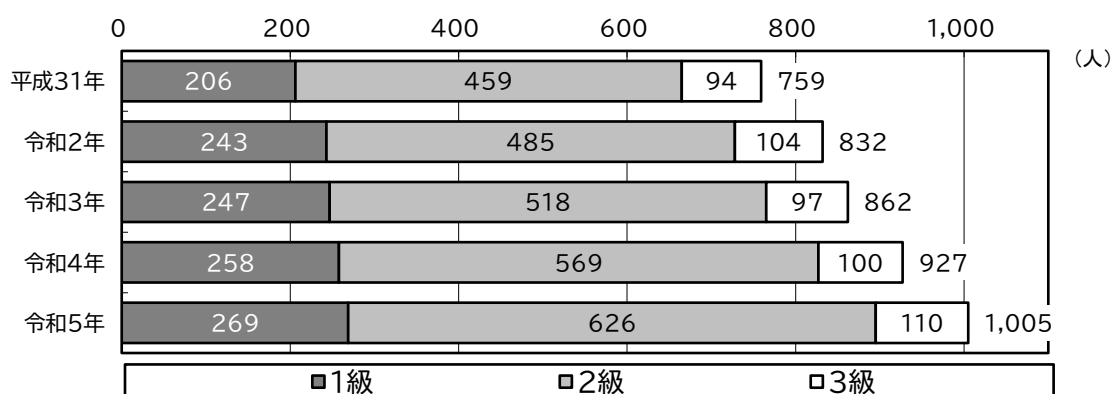


資料:県障害福祉課(令和5年3月31日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

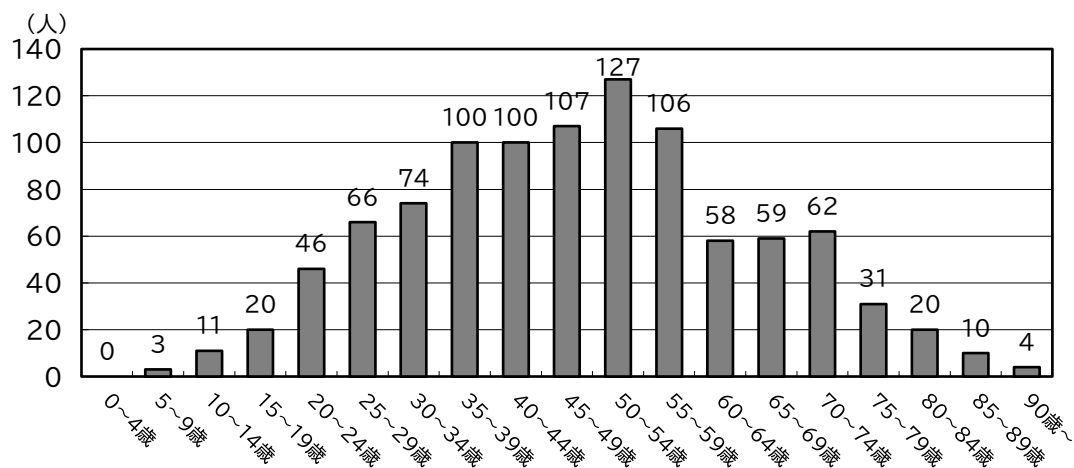
本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成31年から令和5年までの5年間で約1.3倍となり増加しています。3級の増加率は1.1倍ですが、1級と2級の増加率は、ほぼ1.3倍で、やや高くなっています。年代別の受給者数は、令和4年度末時点で、10歳代～50歳代にかけて所持者数の割合が徐々に大きくなり、50歳～54歳が約13%と一番大きな割合を占めています。

■障がい等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:県保健医療課(各年3月31日現在)

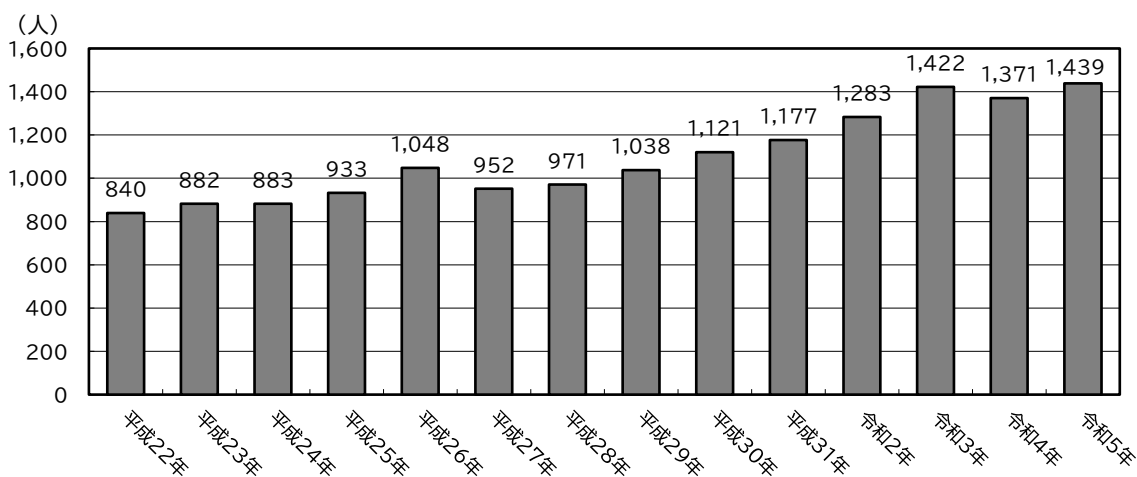
■年代別 精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料:県保健医療課(令和5年3月31日現在)

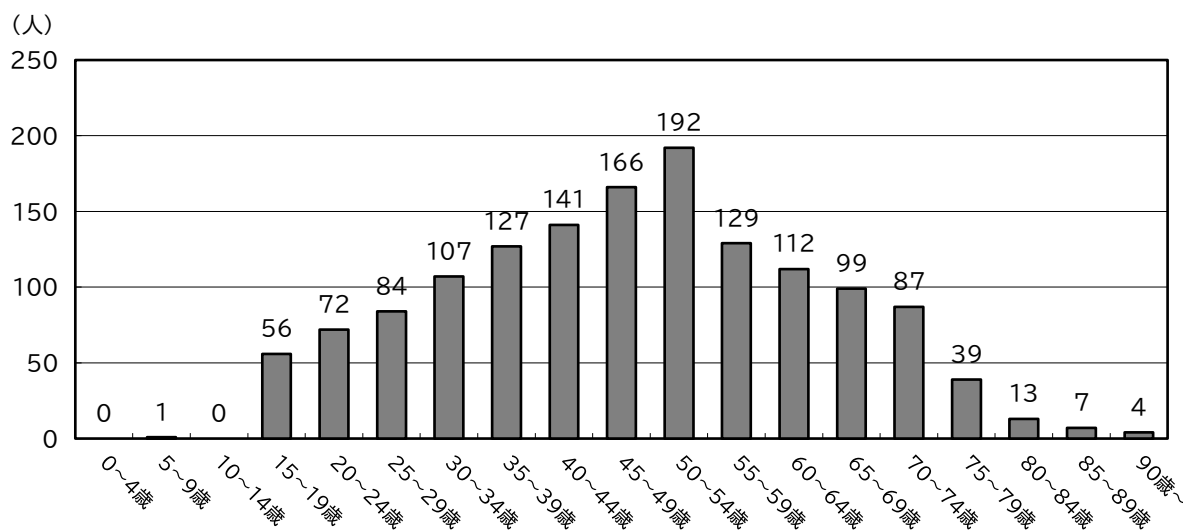
また、精神障がいなどの治療にかかった医療費の自己負担を軽減する自立支援医療(精神通院医療)受給者数は平成31年から令和5年までの5年間で約1.2倍となり、増加傾向にあります。年代別の受給者数は、精神障害者保健福祉手帳と同様、令和4年度末時点は、10歳代~50歳代にかけて所持者数の割合が徐々に大きくなり、50歳~54歳が一番大きな割合を占めています。

■自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



資料:県保健医療課(各年3月31日現在)

■年代別 自立支援医療(精神通院医療)受給者数



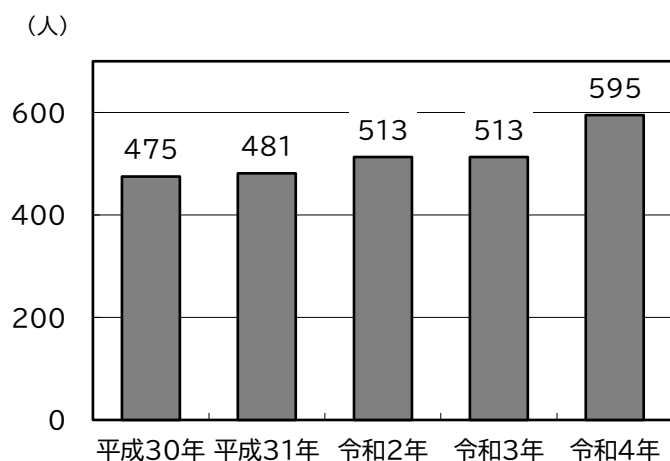
資料:県保健医療課(各年3月31日現在)

(2)難病患者の状況

障害者総合支援法の施行により、障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。令和3年11月からは、同法の対象となる難病等が366疾病に拡大されています。また、平成27年1月から難病法が施行され、特定疾患治療研究事業は指定難病医療費助成制度として移行されました。

令和3年までは、特定医療費(指定難病)受給者証交付者数には大きな増減は見られませんでした。令和4年は、令和3年と比べ82人の増加となっています。

■特定医療費(指定難病)受給者証交付者数の推移



資料:可茂保健所(各年3月31日現在)

(3)障がいのある児童生徒の現状

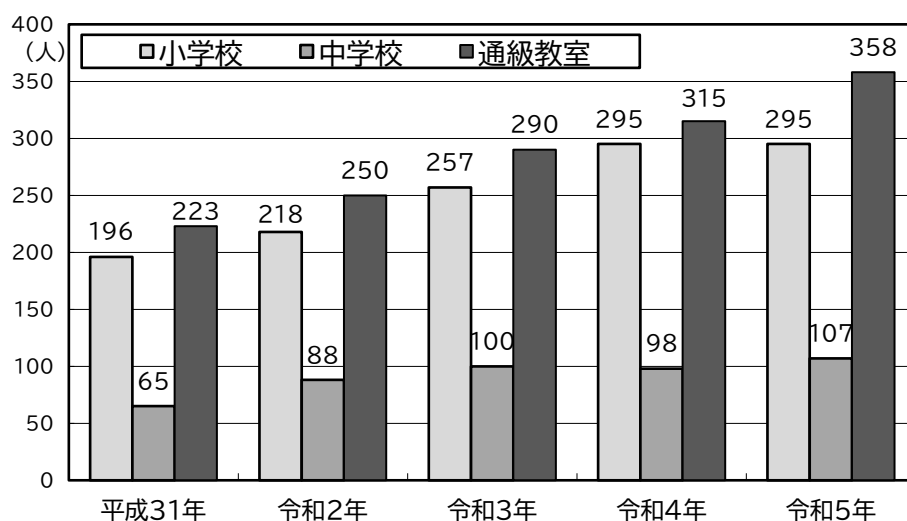
可見市立の小中学校に通う特別支援学級の児童生徒数は、平成31年から令和5年までの5年間で、小学校は約1.5倍、中学校は約1.6倍、通級教室は約1.6倍となり、それぞれ増加傾向にあります。

可茂特別支援学校に通う本市在住の児童生徒数の小学部、中学部、高等部の内訳数は表のとおりですが、全体の合計数については、令和2年(105人)から令和5年(129人)にかけて増加傾向にあります。

増加の原因は、発達障がい*や知的障がいの認知度が高まり、障がい児として診断される児童が増えていることや学習や就職への専門的支援を求め支援学校を選ぶ保護者が増えていることが考えられます。

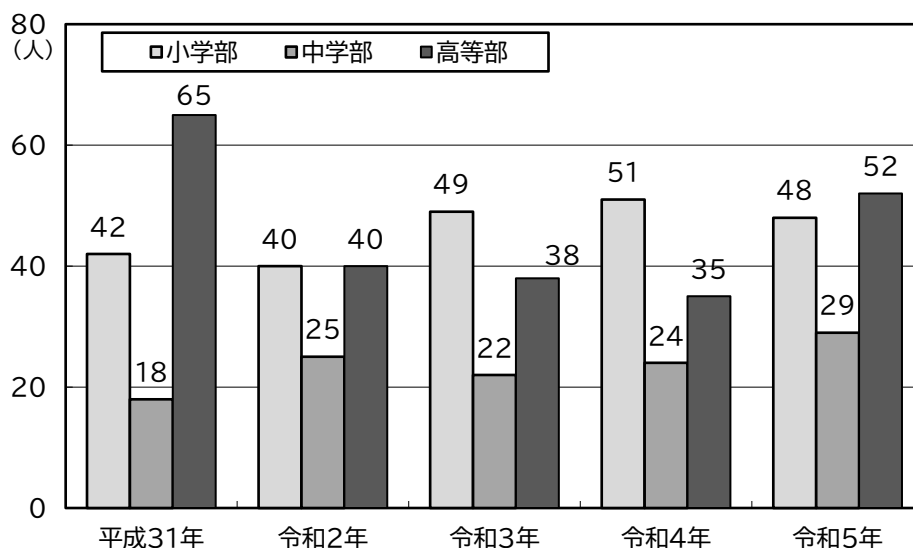
発達障がい：発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠如多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいで、症状が通常低年齢に発現するものと定義されています。最近では、自閉スペクトラム症、学習障がい(限局性学習症)、注意欠如・多動症等と表現されることもあります。

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料：市教育委員会(各年5月1日現在)

■可茂特別支援学校の在籍者数



資料：可茂特別支援学校(各年3月31日現在)

4 アンケート調査及びヒアリング結果

本計画策定の基礎資料とするため、障害福祉サービスの利用者や事業者等を対象に、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などについてのアンケート調査とヒアリングを実施しました。

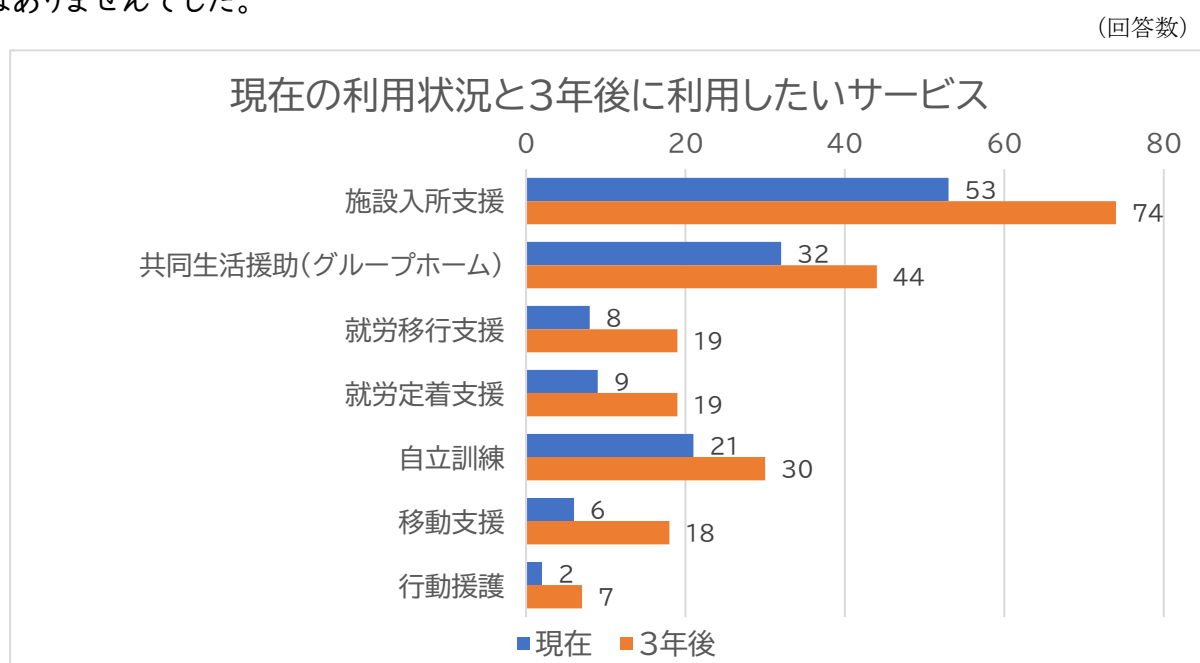
■調査の概要

| | 対象者 | 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|-------------|---------------------------|-----|-----|--------|
| サービス利用者 | 障害福祉サービスを利用している人 | 902 | 455 | 50.4% |
| 障害福祉サービス事業者 | 障害福祉サービスを提供している市内事業所 | 53 | 27 | 50.9% |
| 活動団体 | 当事者またはその保護者団体 | 3 | 3 | 100.0% |
| 民生委員・児童委員 | 地域で活動いただいている民生委員・児童委員(理事) | 19 | 13 | 68.4% |

(1)障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスの利用について、【現在の利用状況】より【3年後の状況】の回答数が多かった主なサービスは下記グラフのとおりです。

前期計画策定時と今回の調査結果では、3年後に利用を考えているサービスに大きな変化はありませんでした。



○居住系サービスについての回答が全体の14%で一番多くなりました。

- ・施設入所支援とグループホームの3年後の利用希望は、現在より38%増でした。
- ・自宅で生活されている方は、3年後に利用を希望するサービスとして、グループホーム、施設入所の希望が多くありました。将来の生活場所として、自宅からグループホーム等へ移ることを考えている人が多いと考えられます。

- ・施設に入所されている方、グループホームに入居されている方は、3年後に利用を希望するサービスに大きな変化は見られませんでした。そのため、現在の生活を引き続き希望している人が多いと考えられます。
- ・自由意見では10歳代から40歳代の一番多い項目は「施設、親亡き後のこと・親が介護できないときのこと」となっており、引き続き大きな課題です。

○就労系サービスでは、移行支援と定着支援の利用の希望が多く、現在よりも113%増となりました。また、今回選択肢に追加した「一般就労」についても回答数が66件あり、選択肢の上位となっています。必要な支援を受けながら、就労を希望する人は多いと考えられます。

○移動系サービスは、現在よりも200%増となりました。

- ・自由意見では「施設、親亡き後のこと・親が介護できないときのこと」の意見と共に、親の高齢化に伴い施設の送迎ができなくなる等、移動についての心配が多くありました。

○訓練系のサービスは、現在よりも42%増となりました。

- ・自立訓練を通して生活に必要な力を身に付け、自宅で自立した生活を送りたいと希望していると考えられます。

(2)活動団体の課題について

障がい者やその保護者で構成される活動団体における課題は、「活動に必要な情報が集まらない」「情報発信する場や他の団体と交流する機会が乏しい」ことが挙げられています。

(3)障害福祉サービス事業所の課題について

市内の障害福祉サービス事業所における課題は、前期計画策定時とほぼ変化なく、職員の確保や資質向上、事務作業量の多さが挙げられています。

(4)障がい福祉施策で重点的に取り組むべき課題について

障がい福祉施策で重点的に取り組むべき課題として、「親亡き後の暮らしの場」「障がいのある子どもの早期発見、早期療育・インクルージョン」「就労支援・定着支援」「情報提供」などが挙がっており、障がい者の人生に寄り沿った切れ目のない支援が求められています。

(5)アンケート調査及びヒアリングでの自由意見

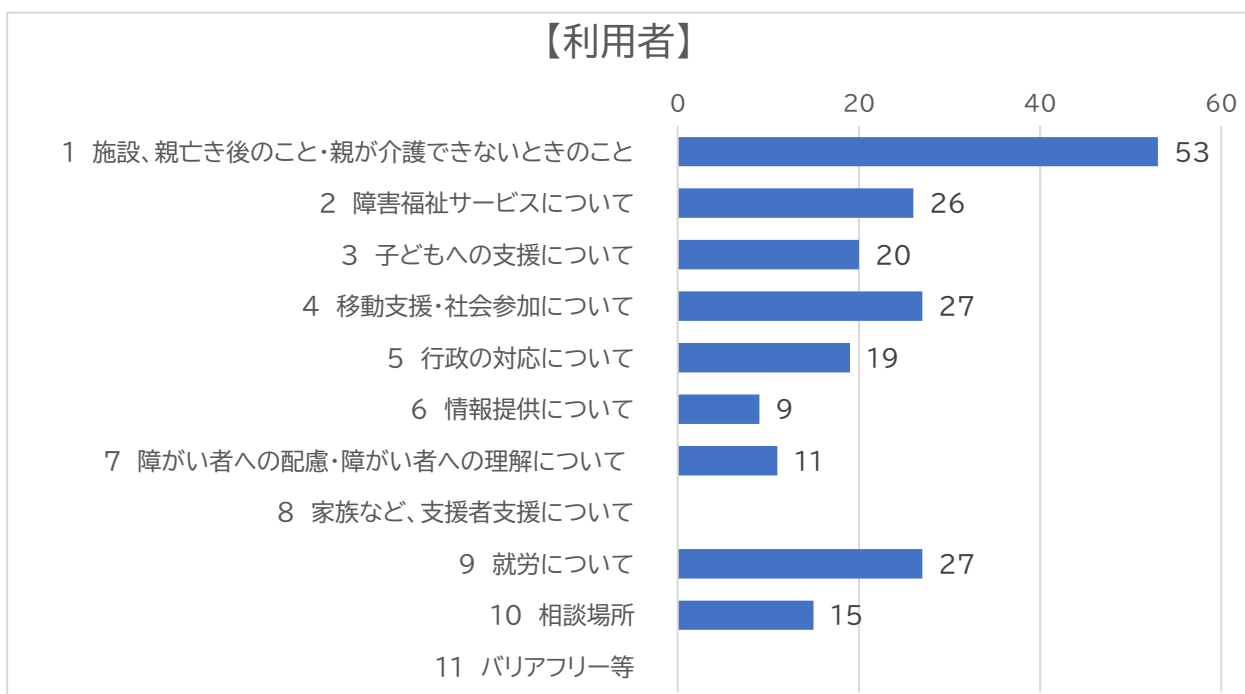
回答者別の主な自由意見は、次のとおりです。

自由意見は次の項目で集計しています。

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| 1 施設、親亡き後のこと・親が介護できないときのこと | 3 子どもへの支援について |
| 2 障害福祉サービスについて | 5 行政の対応について |
| 4 移動支援・社会参加について | 7 障がい者への配慮・障がい者への理解について |
| 6 情報提供について | 9 就労について |
| 8 家族など、支援者支援について | 11 バリアフリー等 |
| 10 相談場所 | |
| 12 外国籍の通訳 | |

【サービス利用者】

- ・サービス利用者の意見で一番多かったのは、「親亡き後のこと、親が介護できないときのこと」、次に「障害福祉サービス」、「移動支援・社会参加」、「就労」となりました。

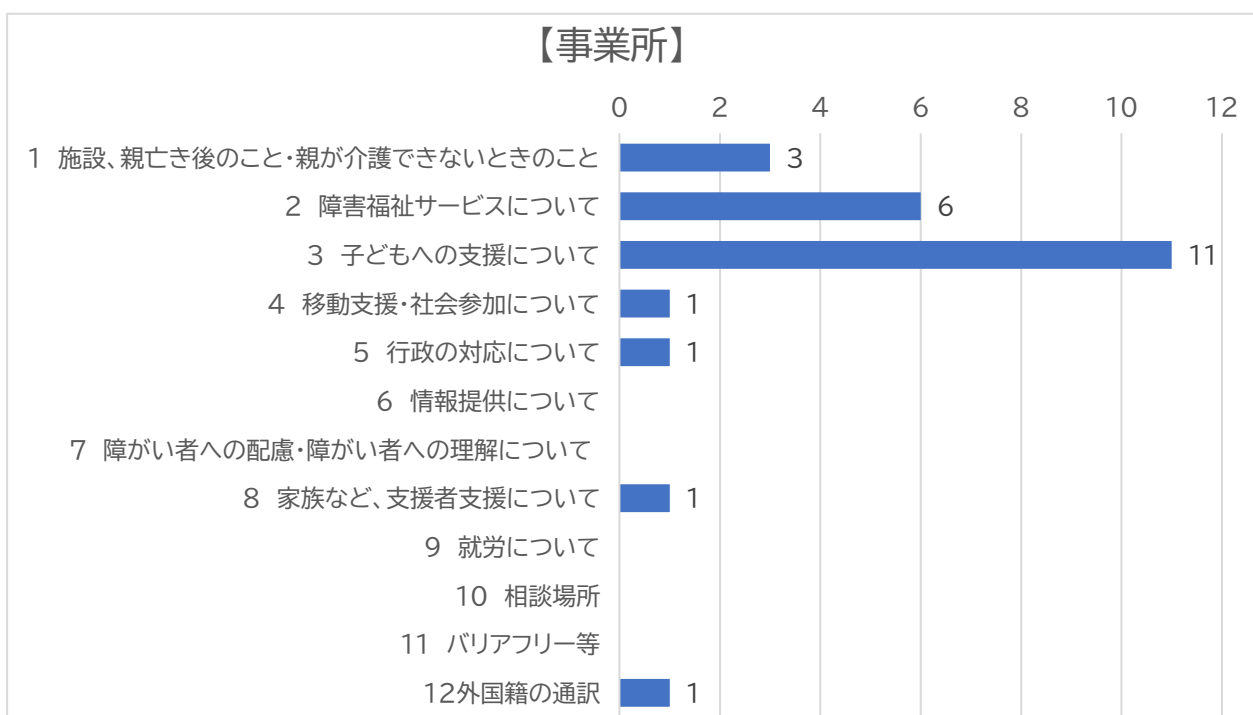


| 項目 | 主な自由意見 <意見が多かった順> |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・親が高齢になり、負担が大きくなってきている。 ・親亡き後のことを考えると不安。 ・グループホーム、施設を増やしてほしい。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所（ショートステイ）、日中一時支援を増やしてほしい。 ・障がいの程度などに関わらず利用できるサービスが増えてほしい。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・土日の休みは家にいることが多い。イベント等があると交流ができてよい。 ・公共交通機関の利用といっても、さつきバスは本数が少なく時間が合わない。 ・施設への送迎。親の高齢化に伴い、送迎が難しくなっている。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労先が増えてほしい。公的な場所や障がい者雇用が増えてほしい ・就労継続支援 B 型の工賃が月 15,000 円程度。仕事内容の割に工賃が少ない。工賃を増やしてほしい。 |

| | |
|----|-----------------------------------------------------------------------|
| 3 | ・放課後等デイサービスの利用日数の増加、利用時間の延長。 |
| 10 | ・気軽に相談できる場所を増やしてほしい。 |
| 5 | ・住民票など必要書類の負担軽減など。 ・行政が中心となって就労支援をしてほしい。 |
| 6 | ・福祉サービス、税金、年金など生活全般に関わる手続きが分かりやすくなると良い。 ・サービスがたくさんあり、条件も難しく分かりにくい。 |

【障害福祉サービス事業所】

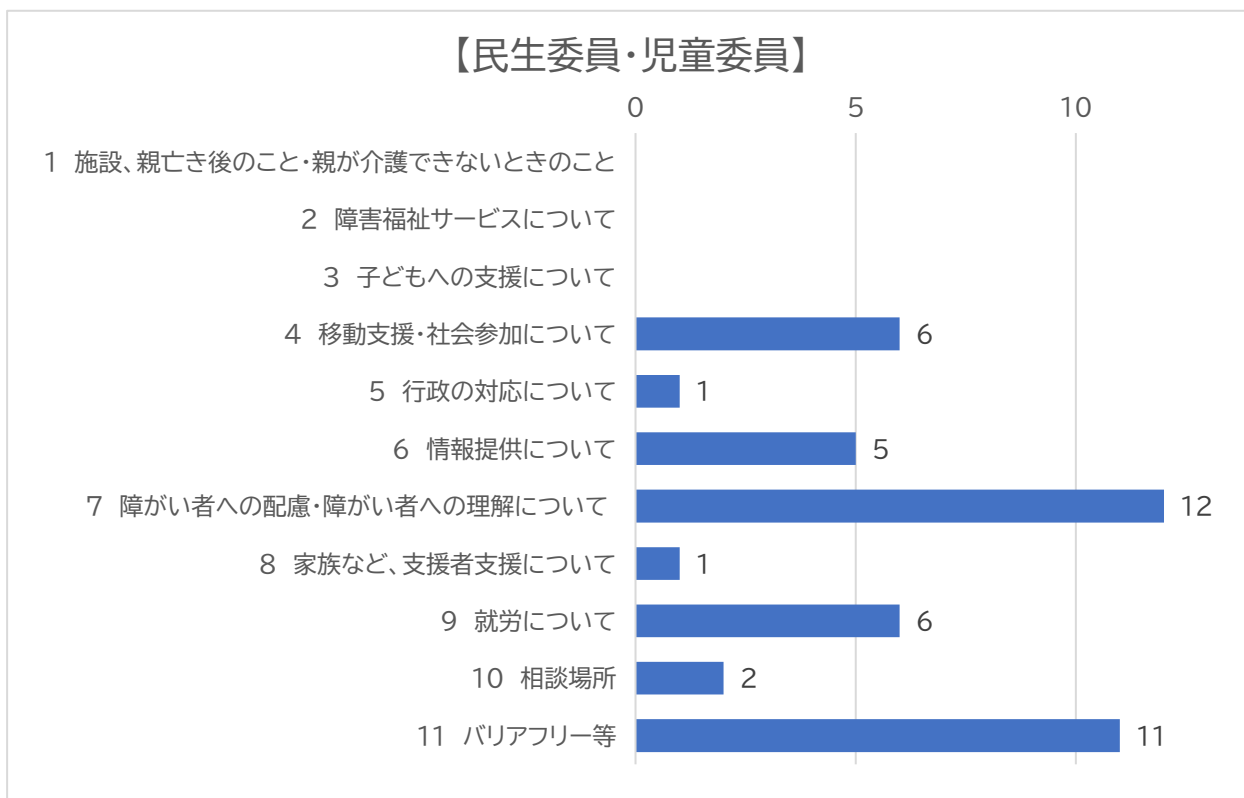
事業所の意見で一番多かったのは、「子どもへの支援について」で、次に「障害福祉サービスについて」となりました。「子どもへの支援について」の意見は児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所から多くありました。



| 項目 | 主な自由意見<意見が多かった順> |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | ・発達に障がいのある児が就園できないことが増えている。就園できず、福祉サービスで代替えせざるを得ないが限界があるため、就園できる体制づくりが必要。 ・不登校児への支援。 |
| 2 | ・事業所の不足（医療的ケア児、重度障がい、ヘルパーなど）。 ・支給日数の提供について。 |
| 1 | ・保護者が高齢化して自力通所、家族送迎が難しくなっている方が増えているが、事業所としては人の問題もあり対応が難しい。 ・親亡き後の不安、障がい特性に合わせた家族の対応などに関する相談。 |
| 7 | ・事業所のスキルアップになる研修。 |

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員の意見で一番多かったのは、「障がい者への配慮・障がい者への理解について」で、次に「バリアフリー等」となりました。



| 項目 | 主な自由意見<意見が多かった順> |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護、差別解消はとても重要。 ・障がいに関する理解が必要。それに対する啓発、教育が大事。 |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的な場所のバリアフリーは進んでいるが、一般はまだだと感じる。 ・公共施設、病院などで車椅子が使いにくい所（スロープがない等）はないか確認してもらいたい。 ・横断歩道での誘導者の設置。 ・道路の交差点につける等点字ブロックの普及。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・就労場所、就労機会の提供の充実。 ・工賃をアップさせる補助制度等の充実。 ・大企業の雇用、就業は可能だが、中小企業では障がいの程度によっては対応されていない。 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動を行なうのに交通の便が悪く、出掛けにくいので家にこもりがちの方が多くみえる。 ・地域の行事を企画する場合、常に障がいのある方も、気がねなく参加できる様な運営を考える必要がある。また、その際の移動手段のサービスが必要。 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用できるサービスを知らない方への説明が大切。 |

5 障がい者計画策定委員会委員からの意見

本計画策定に当たり、本市の障がい福祉における現状と課題を把握するために、可見市障がい者計画策定委員会委員に、4つのテーマについて意見を求めました。主な意見は以下のとおりです。

グループ1 テーマ「地域福祉・権利擁護」「差別解消等」

●災害時の対応・福祉制度の周知

福祉避難所の存在など、制度の周知が不十分。市民の認識はどうか。

制度があっても使い方が分からない。

障がい者特性を知り、合理的配慮について学ぶ機会がない。

外国籍市民の対応（言葉の壁がある）

●親亡き後の生活について

障がいのある子の親が高齢化した時や親亡き後の障がいのある人の暮らしの支援

成年後見制度はあるが、親が安心できる制度が十分ではない。

指定福祉避難所：一般の避難所では生活することが困難な方とその家族に対し、その特性に配慮しながら、『健康で安全な居住空間と生活』『個別的な相談援助』を提供していく避難所です。専門的な介助・支援を必要とする要配慮者が、避難生活をするための設備、器材、人材を備えられており、本市では可見川苑（第一次）、老人福祉センター（福祉センター、福寿苑、やすらぎ館、第二次）が指定されています。



たん吸引器、ネブライザー、酸素濃縮器等が配備されています。

グループ2 テーマ「福祉サービス」「相談・情報提供等」

●福祉サービス利用者の増加

利用者が増加しているが、受け入れ先の事業所に限りがある。事業所の新設は多くない。

「入所待機」「受け入れ先がない」状況があるが、事業所としては「受け入れたいけれど、職員不足で受け入れられない」「職員の確保が難しい」という現状がある。

●相談業務について

問題が多様化し、対応が困難になってきている。

●情報提供の方法

興味関心を持った時に、情報が届くように、定期的な発信をする。

ホームページで調べても、なかなか必要な情報にたどりつけない。



分かりやすく情報が得られるように工夫する。

●各機関の連携による対応

「児童」「成人」「高齢者」と縦割りでの対応になっている。



重層的に連携する。

グループ3 テーマ「教育・育成」「保健・医療」

●幼児・学童の現場における人手不足

「職員不足で日々大変な状況」⇒「発達に心配のある子の受け入れが困難」という悪循環になっている。

多くの現場でインクルージョン*が進んでいない。

●医療的ケア児について

園等で看護師等の配置が必要になったことで、受け入れ先がなくなることがある。

子どもが就園できないと、保護者の就労継続が難しくなる。

●外国籍児の対応

外国籍児の子どもの捉え方や対応に困難さがある。

●保護者・家族などへの支援

家庭の問題の複雑化

保護者の子育力が不足している。

⇒虐待、DV、二次障害につながることもある。

発達障がいの特性と言われること以外の問題が根底にある。

●施設の場所について

病院の近くに療育施設や幼稚園などを併設する⇒看護師が行き来しやすい環境になり医療的ケア児の受け入れができる。保護者の就労の場にもなればスタッフ不足の問題にも対応できる。

インクルージョン：障がいの有無に関わらず、だれもが、それぞれの生き方を尊重され、同じ社会の一員として受け入れられること（障害者権利条約では「全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとること」とされている。）。

グループ4 テーマ「雇用・就業」「ユニバーサルデザイン・安全」

●就労に向けて

就労に向けた一般企業と障がい者のマッチングがうまくいかない現状がある。

行政が関わる必要があるのではないか。

●障がい者のサポーターづくり

認知症サポーターのように、障がい者サポーター制度をつくり、障がいの理解を深め、雇用につなげる

障害者法定雇用率制度：従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。（障害者雇用促進法 43条第1項）民間企業の法定雇用率は2.3%です。従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業：障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図ることを目的としています。

6 第6期可見市障がい者計画の総括と今後の展開

令和3年度が始期である第6期可見市障がい者計画は、新型コロナウイルス感染症が拡大、蔓延し、先行きが不透明であった令和2年度中に策定されたことから、感染症が計画における各事業に与える影響までは反映できず、未知の感染症への対応を新規事業として掲げるに留まりました。

このため、同計画に掲げる各事業の進捗状況については概ね計画どおりではあるものの、感染防止対策による事業の縮小や中止等による一部未実施が散見される結果となりました。

成果目標についても、同様にサービス利用、会議、研修等を控えざる得ないこと等も影響して目標数値に及ばなかったものもありましたが、復調の兆しがあり、福祉施設から一般就労への移行等については、目標を概ね達成しています。

なお、アンケート調査やヒアリング、策定委員会での意見から、障がい理解の促進、情報提供の必要性、親亡き後の居住の場の確保など、今後も引き続き取り組むべき課題が明らかになりました。

(1) 主な成果

- 平成30年度から市役所福祉支援課内に設置し、運用を開始した障がい者基幹相談支援センターは、障がい福祉係や一般相談支援事業所等関係機関と連携を図りながら、総合的・専門的な相談に対応し、市内の事業所の質の向上を図るための研修を実施しています。第6期可見市障がい者計画の重点的な取り組みとして、身近な病院等に障がい者基幹相談支援センターのPR名刺を設置しました。

■障がい者基幹相談支援センターにおける相談件数

| 年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 1,305件 | 1,459件 | 2,276件 | 2,045件 | 2,146件 |

【障がい者基幹相談支援センターのPR名刺】



●地域生活支援拠点等は、平成30年度から中濃圏域全体で面的に整備しています。

○緊急時の受入れ強化（短期入所事業所：ショートステイ） 14事業所

○体験の機会の場の確保（共同生活援助：グループホーム） 12事業所

【令和5年4月現在】

●親亡き後の受け皿として市内や近隣のグループホーム数が計画期間中に増加しており、グループホーム利用者数も増えています。（令和2年度末35人→令和4年度末53人）

●日中活動サービス、障害児通所サービス、及び日中一時支援の利用も増え続けており、市内や近隣の事業所数も増えつつあります。

○計画期間中（令和5年8月現在）の市内事業所増加数

日中活動サービス2事業所、障害児通所サービス（日中一時支援含む。）5事業所

●市内に4か所ある福祉避難所の内、可児川苑については第一次避難所に指定され、有事の際は専門職の職員が1名以上配置されることになり、福祉避難所開設・運営マニュアルも策定しました。

(2)今後の課題

●障がいへの配慮について学ぶ機会が少ない状況です。

●一律的な情報提供だけでなく、ニーズを把握しながら積極的に届けることが大切です。

●障がい児者の中にも外国籍の方々が増えており、言葉の壁等が問題解決の妨げとなっています。

●増加傾向である障害福祉サービスに対応する事業所や支援者の数が飽和状態になりつつある（1人の支援員で対応できるケース数に限界がある）ことから、人材の確保や資質向上を図る必要があります。

●就労するまでの支援だけでなく、就労してからの定着支援が求められています。

●医療的なケアに対応できる短期入所サービスの充実が求められています。

●後見人制度により任せられる内容の限界や利用に係る負担があるため、親なき後の権利擁護について、当事者は現状に不安を抱えています。

●防災や防犯体制の整備について、医療的なケアも含め、今後も関係機関との連携が必要です。

●複雑化する相談内容に対して、障がい以外の分野の関係機関とも連携し重層的に対応することが求められています。

●障がい児の地域社会へのインクルージョンを推進するため、関係機関との連携が必要です。

●精神保健福祉法の改正により市町村の役割が増えることから、岐阜県や市の保健衛生部局と福祉部局との更なる連携強化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

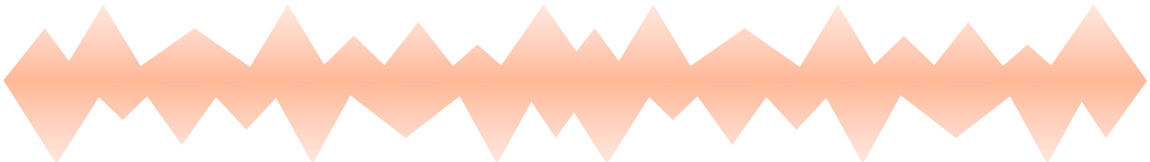
1 基本理念

障害者基本法第1条は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的であることを規定しており、令和5年3月に政府が閣議決定した「障害者基本計画（第5次）」は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。


- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

本市の福祉関連分野の基本計画である「第4期可児市地域福祉計画」においては、「みんなでつくる 私もつくる 安気なまち 可児」を基本理念とし、市民と行政が手を携え、市民一人ひとりが地域福祉を支える一員として活躍できる取り組みを進めることで、誰もが地域とつながり、支え合いながら心穏やかにのんびり暮らせるまちを目指すこととしています。

そこで、本計画においては、障害者基本法、障害者基本計画、地域福祉計画等を踏まえ、次の基本理念を掲げます。



**だれもが互いを認め合い
みんなが共に地域で育ち
自分らしく暮らせるまち**



※前期計画の基本理念「お互いを認めあい みんなが地域で育ち 自分らしく暮らせるまち」を引き継ぎつつ、障がいのある人とこの地域に関わるすべての市民等が一体的に取り組むことを明確にするとともに、インクルージョンの視点を加えるため「だれもが」「共に」を加えました。

2 基本目標

(1) 地域でつながり、支え合う

障がいのある人もない人も地域の中で共に生活していくために、情報提供の充実を図るほか、障がいに対する理解を深め、障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備を促進します。また、当事者や関係者、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、障がい以外の分野の関係機関との連携を一層強化し、重層的な支援を行います。

(2) 住み慣れた地域で住み、暮らす

障がいのある人が親亡き後も住み慣れた地域や自宅で生活し続けられるよう、グループホームなどの居住の場の整備を推進するとともに、福祉用具や医療費助成などの充実を図ります。

(3) 健やかに、安心して生活する

障がいのある人の健康の維持や重症化の未然予防のため、また障がいの原因となる疾病予防のための医療体制の確保やライフステージに応じた健（検）診を推進するとともに、健（検）診のフォローアップに努めます。

障がいのある人が暮らしやすい生活環境づくりに当たっては、住居や公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化を図るほか、成年後見制度を始めとする権利擁護や合理的配慮の提供、差別解消の取り組みを促進します。

(4) 住み慣れた地域で共に育ち、学び、楽しむ

障がいのある子ども（医療的ケアが必要とされる子どもを含む）が、障がいの種類や程度などに関係なくその能力に応じた適切な教育を、地域の子どもの一人として共に受けられるよう、関係機関による連携を強化し、ライフステージごとに適切な支援を切れ目なく受けられる体制を整備します。また、障がいのある人が参加する生涯学習や文化・スポーツ活動などの一層の推進を図ります。

(5) 働き、活動する

障がいのある人の社会参加や自己実現、経済的自立へとつなげるため、能力に応じた就業と、就業後の定着が図られるよう支援を行っていきます。就業が難しい人に対しては、日中活動や機能訓練の場を充実させます。また、さまざまな活動に参加するための外出や意思疎通支援を行います。

3 施策の体系

| 基本目標 | | 施策の方向 | 事業 |
|------|----------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域でつながり、支え合う | (1)障がいの理解と支え合いの心の育成 | ①障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 ②子どもの頃からの福祉教育の推進 ③地域での福祉教育の推進 |
| | | (2)市民による支え合いの仕組の強化 | ①身近な地域での支援体制の整備 ②当事者活動の支援と障がいのある人の保護者への支援 |
| | | (3)相談支援体制の充実・強化 | ①相談・ケアマネジメント体制の強化 |
| | | (4)情報提供 | ①情報提供の充実 |
| | | (5)障がい者施策推進のための体制強化 | ①障がい者施策にかかわるスタッフの確保と資質向上 ②障害福祉サービス事業所等への指導・助言 ③ネットワークの充実と検討体制の整備 |
| | | (6)防災・防犯体制の整備 | ①防災対策の充実 ②緊急・災害時の支援体制の整備 ③防犯対策の充実 |
| 2 | 住み慣れた地域で住み、暮らす | (1)在宅支援と居住の場の確保 | ①訪問系サービスの推進 ②居住の場の整備 ③障害福祉サービス利用に向けた相談支援 ④地域生活支援の拡充 |
| | | (2)福祉用具や医療費助成制度の推進 | ①補装具費・日常生活用具給付費支給の推進 ②医療費助成の推進 |
| | | (3)障がい者施策推進のための体制強化 | ①障がい者施策にかかわるスタッフの確保と資質向上 ②障害福祉サービス事業所等への指導・助言 ③ネットワークの充実と検討体制の整備 |
| | | (4)防災・防犯体制の整備 | ①防災対策の充実 ②緊急・災害時の支援体制の整備 ③防犯対策の充実 |
| 3 | 健やかに、安心して生活する | (1)支え合いによる健康づくりの推進 | ①地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進 ②地域医療体制の整備 |
| | | (2)健康の保持・増進のための支援 | ①ライフステージに応じた健(検)診・訪問・相談・教育の実施 |
| | | (3)バリアフリーの計画的推進 | ①住宅のバリアフリー化の支援 ②公共的施設のバリアフリー化の推進 ③民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 ④道路のバリアフリー化の推進 |
| | | (4)権利を守る仕組づくり | ①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進 |
| | | (5)「合理的配慮」と「差別解消」への対応 | ①「合理的配慮」と「差別解消」への対応 |

| 基本目標 | | 施策の方向 | 事業 | | |
|----------|---------------------|----------------------------|----------------------|--------------------|--------------|
| 4 | 住み慣れた地域で共に育ち、学び、楽しむ | (1)総合的な障がい児支援の充実 | ①早期相談支援と切れ目のない支援 | | |
| | | | ②就学前発達支援 | | |
| | | | ③障がい児保育・就学前教育 | | |
| | | | ④個々の状況に応じた適切な就学支援の推進 | | |
| | | | ⑤障がいに応じた適切な教育の充実 | | |
| | | | ⑥就学期における療育の推進 | | |
| | | | ⑦高校生への支援 | | |
| 5 | 働き、活動する | (2)生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実 | ①生涯学習・文化活動の推進 | | |
| | | | ②スポーツ・レクリエーション活動の推進 | | |
| | | | (1)一般企業等への就業に向けた支援 | ①一般企業等への就業に向けた支援 | |
| | | | | ②市役所の障がい者雇用 | |
| | | | | (2)就業の場の確保と自立訓練の推進 | ①就労支援の実施 |
| | | | | | (3)日中活動の場の確保 |
| | | | (4)外出・意思疎通支援の充実 | ①移動手段の確保と移動・外出の支援 | |
| ②意思疎通の支援 | | | | | |

4 重点を置く取り組み

※下記の各事業は P.50 以降に掲載

(1)重層的支援体制※構築へ向けた関係機関の連携強化(事業 No.16)

障がいのある方の困りごとは、自身の障がいに対するサポートのみで改善されるものに限らず、その方や家族が高齢や未成年、または外国籍であることを理由とした困りごと、さらには生活困窮など、支援ニーズが複雑化・複合化していることから、高齢者支援・子育て支援・生活支援などの関係機関による重層的支援体制の構築についての協議を進め、重層的な支援を行うための連携強化を図ります。

(2)親亡き後の暮らしの場の整備(事業 No.34、37、41)

障がいのある人が住みなれた地域で生活し続けられるよう、そして親亡き後の暮らしが始まる際に支援体制が途切れないようにするため、短期入所の利用やグループホームの体験利用を促進していきます。また、安心して生活できる住まいの確保のため、日中活動系の障害福祉サービス事業所などと連携したグループホーム整備を促進します。

(3)就労支援・定着支援(事業 No.87～95)

障がいのある人の社会参加や自立の促進、障がいの特性に応じた雇用環境の充実を図るため、相談支援事業所や就労移行・就労継続支援事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関や民間企業の受け入れ窓口との連携や情報交換を強化し、一般就労や福祉的就労へつなげていきます。また、障がいのある人が就労先に定着できるよう支援を行います。その他、障がい者が就労する事業所からの優先調達や製品の販売機会確保などにより、自立支援を促進します。

(4)障がい児の地域社会へのインクルージョンの推進体制の構築(事業 No.4、65～80)

乳幼児健診等の早期から、障がいのある子どもや発達が気になる子どもが、療育を受けることの重要性を保護者に丁寧に説明し案内できるよう、こども応援センターぱあむ※を中心とした関係機関における連携体制を一層強化します。また、障害児通所支援事業所等が、地域ニーズに応じて事業拡大や新規参入などを検討し、必要な療育を継続的に提供することができるよう、事業者等と関係機関が協議できる場を設けて必要な情報共有を図るなど、連携を強化します。

また、療育が必要な子どもが、地域の子どもの1人として共に育ち、学ぶことができるよう、ユニバーサルデザインを意識した保育・教育環境の整備に努めます。さらに、保育・教育関係者がこども応援センターぱあむや教育研究所からのバックアップを受けながら関係機関と連携を一層強化することで、就学前から就学後において切れ目のない支援が受けられるインクルージョン推進体制を構築します。

※こども応援センターぱあむについては、P.39 参照

(5)医療的ケアが必要とされる人への支援充実(事業 No.23、24、34、40、68、79)

医療的ケアが必要な障がい児・者や重症心身障がい児・者、難病等の人への支援充実が求められています。関係者の協議の場を活用し、医療機関や事業所等と連携することで、医療的支援や障害福祉サービスを受けられるよう支援充実を図ります。

(6)精神障がい者の地域生活支援の充実(事業 No.24、39、42)

精神障がい者の継続した地域での生活や病院からの退院促進等への支援充実が求められています。関係者の協議の場を活用し、医療機関(精神科)や事業所等と連携することで、医療的支援や障害福祉サービスを受けられるよう支援充実を図ります。

重層的支援体制：地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ※等を通じた継続的支援等を一体的に行うこと。

アウトリーチ：支援が必要であるにも関わらず、その声が届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働き掛けて情報・支援を届けるプロセス。

第4章 支援の種類ごとの目標等

1 成果目標・活動指標

国の指針では、次の7項目について、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定することとされ、これらの成果目標を達成するため活動指標を見込むことが適当であるとされています。

ここでは、国の指針等を踏まえて、令和8年度の成果目標、活動指標を次のとおり設定し、達成を目指します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の指針

| 項目 | 令和8年度目標 |
|----------------|-------------------------------|
| 施設入所者数 | 令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減する。 |
| 施設入所者の地域生活移行者数 | 令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。 |

■可児市における成果目標

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標 |
|----------------------------|----|---------|---------|
| 施設入所者数 | 人 | 84 | 79 |
| 施設入所者の削減数 | 人 | - | 5 |
| 令和4年度末の施設入所者に占める地域生活移行者の割合 | % | - | 6 |
| 令和4年度末の施設入所者に占める地域生活移行者数 | 人 | - | 5 |

■方策

- ・令和5年7月時点の当市における施設入所者数は、80人ですが、岐阜県が行った県内入所施設の待機者数調査では、当市は同月時点で14人の待機者がいることが分かりました。そのため、施設入所者数の削減は当面は困難と考えられますが、1人でも多くの方が地域生活へ移行できるように、関係機関と連携をしていきます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、保健・医療・福祉関係者による協議の場（退院時のケース会議を含む）を設け、適切なサービス利用等を通して地域生活を包括的に支援する仕組みのことを言います。各種別の見込量を次のとおり設定します。

■国の指針

保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数等の活動指標を明確にし、各取組を積極的に推進することで、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図る。

■可児市における活動指標

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度見込み |
|-------------------------------------|----|---------|----------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | 回 | 1 | 6 |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加延べ人数 | 人 | 8 | 50 |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 回 | 0 | 2 |
| 精神障がい者の地域移行支援 | 人 | 0 | 3 |
| 精神障がい者の地域定着支援 | 人 | 0 | 3 |
| 精神障がい者の共同生活援助 | 人 | 18 | 27 |
| 精神障がい者の自立生活援助 | 人 | 0 | 1 |
| 精神障がい者の自立訓練(生活訓練) | 人 | 11 | 20 |

■方策

- ・ 自立支援協議会にて対応を図るとともに、入院患者の退院時のケース会議に参加し退院支援を行います。
- ・ 当該精神障がい者に適切なサービスがあれば、サービス利用につなげます。

(3)地域生活支援の充実

■国の指針

- ・ 地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも一つ以上整備し、その機能を充実させるためコーディネーターを配置し、年1回以上運用状況を検証、検討する。
- ・ 強度行動障がい等を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

■可児市における成果目標

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標 |
|--------------------------|----|---------|-----------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | か所 | 1 | 1 (維持) |
| 地域生活支援拠点等の運用状況を継続的に検証・検討 | 回 | 1 | 3 |

- ・ 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置については、中濃地域の市町村と協議を進めます。

- ・強度行動障がいをもつ障がい者に対する支援体制の整備については、強度行動障がいのある人を支援する関係機関の支援会議に、県の「強度行動障がい地域支援センター」のコーディネーターに参加を求めるなど、関係機関との連携を図りながら、支援体制の整備について協議を進めます。

■方策

- ・中濃圏域の事業所と連携し、継続して面的に整備を図ります。
- ・地域生活支援拠点等コーディネーターの配置については、中濃地域の市町村と協議を進めます。
- ・地域の課題等の把握（地域アセスメント）や社会資源の現状把握、発掘を行い、支援者、関係者における方向性・対策を決定し、評価を行います。
- ・年3回程度、中濃圏域の関係者による会議を開催し、運用ルールの徹底、運用状況の共有等を図ります。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

| 項目 | 令和8年度までの目標 |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 令和3年度実績の1.28倍以上とする。就労移行支援事業は令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業は令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業は令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とする。 |
| 就労移行支援から一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 【新規】 | 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末の実績の1.41倍以上とする。 |
| 就労定着支援事業の就労定着率 | 令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率※が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。 ※就労定着実績体制加算：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。 |

■可児市における成果目標

| 項目 | 単位 | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 |
|-------------------------------------------|----|---------|---------|
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 人 | 17 | 23 |
| 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数 | 人 | 5 | 7 |
| 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数 | 人 | 10 | 13 |
| 就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数 | 人 | 2 | 3 |
| 就労移行支援から一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | % | 0 | 50 |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 人 | 8 | 23 |
| 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上の事業所数の割合 | % | - | 100 |

■方策

- ・ 自立支援協議会などの場を通じて、障害福祉サービス事業所や計画相談支援事業所等、関係機関と意見交換を行うなど連携を強化し、一般就労への課題を関係者で共有し、対応していきます。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

■国の指針

| 項目 | 令和8年度までの目標 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置 | 児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。(地域の実情により、同等の機能を有する体制の確保を目指す) |
| 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 | 令和8年度末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(単独確保が難しい場合は圏域での確保も可) |
| 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 医療的ケア児支援のために、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。 |

■可児市における成果目標

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標 |
|-------------------------------------------------------------|----|---------|------------|
| 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築【新規】 | - | - | 構築する |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を圏域に1か所以上確保 | か所 | 3 | 3 （維持） |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を圏域に1か所以上確保 | か所 | 4 | 4 （維持） |
| 医療的ケア児支援のために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置 | - | あり | あり （維持） |
| 医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための支援調整コーディネーターを配置 | 人 | 2 | 2 （維持） |

・児童発達支援センターの設置については、本市独自の体制を確保します。

■方策

- ・保育所等訪問支援サービスについては、民間事業所によるものと本市独自の類似サービスによる2通りの体制で構成します。
- ・重症心身障がい児を支援する事業所については、医療機関と連携し対応を図ります。
- ・医療的ケア児支援のための協議については、市や中濃圏域の自立支援協議会の部会等において対応を図ります。
- ・医療的ケア児支援のためのコーディネーターについては、障がい者基幹相談支援センターと連携し対応を図ります。

■障がい児の受入れに関する見込量

障がい福祉に関係する部署と、子育て支援に関係する部署が連携し、障がい児支援の体制づくりを行う必要があります。障がい児の保育所等の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

| 種別 | 単位 | 令和6年度見込み | 令和7年度見込み | 令和8年度見込み |
|------------|----|----------|----------|----------|
| 保育所・認定こども園 | 人 | 56 | 56 | 56 |
| 放課後児童クラブ | 人 | 65 | 65 | 65 |

■こども応援センターぱあむとの連携

こども応援センターぱあむが実施している、発達が気になる、または障がいがある子どもについての発達相談や保育園や事業所への支援などにおいて、関係機関が連携することで障がい児への支援体制充実を図ります。

■児童発達支援センターの設置について

本市では児童発達支援センターは未設置ですが、次のようにこども健康部において児童発達支援センターと同等の機能（中核的な支援機能）を有する体制を確保しています。

【中核的な支援機能を担う部署】

- ・こども応援センターぱあむ（子育て支援課内。以下「ぱあむ」）
- ・健康増進課
- ・こども発達支援センターくれよん（以下「くれよん」）

【児童発達支援センターに求められる中核的役割と本市の所管】

| 国が示す役割 | 可児市 | |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------|
| | 実施事業 | 担当部署 |
| I 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 | ○すくすく相談（1歳6か月児健診、3歳児健診の事後相談） ○健診事後教室 | 健康増進課 ぱあむ |
| | ○ことば・発達相談 ○園観察訪問（保育施設） ○年中児相談（保育施設） | ぱあむ |
| | ○療育・家族支援 ○園訪問における利用児のフォロー | くれよん |
| II 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能） | ○教育委員会、学校との連携 ○児童発達支援事業所等子育て支援機関との連携 | ぱあむ 福祉支援課 |
| III 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 | ○発達支援コーディネーター会議 ○保育施設職員向け研修・情報交換の実施 | ぱあむ |
| | ○子育て関係者向け研修会の開催 | ぱあむ くれよん |
| | ○公開療育等の実施 | くれよん |
| IV 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 | ○すくすく相談（1歳6か月児健診、3歳児健診の事後相談） ○健診事後教室 | 健康増進課 ぱあむ |
| | ○ことば・発達相談 ○園観察訪問（保育施設） ○年中児相談（保育施設） | ぱあむ |
| | ○利用児の家族相談 | くれよん |

■こども応援センターぱあむ(子育て支援課内)について

本市では、こども応援センターぱあむにおいて、発達の遅れが気になる子どもまたは障がいのある子どもが大きくなって地域で自分らしく生活ができるように相談などのサポートをしています。乳幼児期など初期の段階から専門家が発達における特性の見立てを行い、早期から特性に合わせた支援が受けられるように児童発達支援などのサービスにつないでいます。

また、妊娠期・乳児期・幼児期・学齢期において切れ目のない支援を受けていただくよう健康増進課、幼稚園・保育園・認定こども園などの保育施設、学校と連携して発達支援に取り組んでいます。

I 乳幼児発達等相談

- ①すくすく相談(1歳6か月児健診、3歳児健診の事後相談)
- ②ことば・発達相談(市民による予約または関係機関からの紹介)
- ③健診事後教室
- ④パパママ教室等における講演

II 巡回相談

- ①保育施設への園観察訪問・年中児相談
- ②児童センター・児童館への出張相談、講演
- ③学校訪問
- ④キッズクラブ訪問

III 連携強化

- ①教育委員会、学校との連携
- ②児童発達支援事業所等子育て支援機関との連携

IV その他

発達支援、発達障がいに関する知識の普及・啓発活動等

■こども発達支援センターくれよんについて

本市では、こども発達支援センターくれよんにて発達に何らかの心配がある乳幼児への療育支援や療育の利用に向けた相談対応を行っています。

I 療育(児童発達支援事業所)

- ・対 象 乳幼児(0歳から小学校就学の始期に達する子ども)
- ・療育方法 ①就園児療育「個別療育」+「グループ療育」または「ペア療育」
②未就園児集団療育(食事指導、生活習慣自立支援を含む)
③2歳児親子療育(食事指導、生活習慣自立支援を含む)
④0歳・1歳児親子療育

II 計画相談(相談支援事業所)

福祉サービスの利用に当たり必要となる計画を子どもの状況に合わせて、作成します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

■国の指針

- ・各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、協議会の体制を確保する。

■可児市における成果目標

基幹相談支援センター

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度目標 |
|---------------|----|---------|------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | - | あり | あり (維持) |

■可児市における活動指標

基幹相談支援センター

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度見込み |
|-------------------------------|----|---------|----------|
| 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 | 件 | 23 | 24 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 | 件 | 10 | 10 |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施 | 回 | 25 | 25 |
| 個別事例の支援内容の検証の実施 | 回 | 6 | 6 |
| 主任相談支援専門員の配置 | 人 | 1 | 1 |

協議会(自立支援協議会)

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度見込み |
|----------------------|----|---------|----------|
| 相談支援事業所の参画による事例検討の実施 | 回 | 20 | 20 |
| 参加事業者、機関の数 | - | 14 | 22 |
| 専門部会の設置 | - | 3 | 4 |
| 専門部会の実施 | 回 | 22 | 30 |

■方策

- ・障がい者基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務(身体障がい、知的障がい、精神障がい)や専門的な相談業務を支援する機関として対応の充実を図ります。
- ・協議会等において、個別事例等の検討を通じて地域の課題を共有し、課題を踏まえて地域における支援体制の整備につなげます。

(7)障害福祉サービス等の質の向上

■国の指針

令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制を構築する。

■可見市における活動指標

| 項目 | 単位 | 令和4年度実績 | 令和8年度見込み |
|------------------------------|----|---------|----------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 人 | 10 | 10 |
| 障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果の共有 | - | 実施済み | 継続実施 |

■方策

- ・ 岐阜県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や、その他の各種研修へ参加します。
(障害支援区分認定調査員研修、各種制度(手帳、手当等)市町村担当者研修会など)
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制(システムベンダー主催の市町村意見交換会等)を構築します。

2 障害福祉サービス等の見込み

(1)障がい福祉計画に係る障害福祉サービス等の見込み

障害福祉サービス等とは、障害者総合支援法に基づいて提供されるもので、居宅介護、同行援護等の訪問系サービス、生活介護、就労継続支援等の日中活動系サービス、施設入所支援、グループホーム等の居住系サービス、計画相談支援、地域移行支援等の相談支援系サービスなどがあります。

ここでは、各種サービスの見込量とそれを確保するための方策を定めます。

(2)訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等へ訪問、同行し、必要な介護や家事援助等を提供するサービスです。

■訪問系サービスの見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 居宅介護 | 人/月 | 60 | 60 | 60 | 60 | |
| | 延時間/月 | 700 | 700 | 700 | 700 | |
| 重度訪問介護 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 延時間/月 | 27 | 60 | 60 | 60 | |
| 同行援護 | 人/月 | 17 | 16 | 18 | 18 | |
| | 延時間/月 | 90 | 95 | 105 | 105 | |
| 行動援護 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 | |
| | 延時間/月 | 0 | 6 | 6 | 6 | |

■サービス見込量の確保方策

- ・居宅介護については、介護保険サービスと障害福祉サービスを1箇所の施設で提供できる「共生型サービス」について介護保険事業所へ働き掛けを行い、訪問系サービスの提供事業所の増加に努めます。
- ・重度訪問介護では、新たな事業者の参入や人材育成を図ります。
- ・同行援護、行動援護では、事業者に対する情報提供を行います。
- ・重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、利用意向のある人に対応できるよう、情報提供と事業所の提供体制の整備を進めます。

(3)日中活動系サービス

日中活動系サービスは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供

するサービスです。

■日中活動系サービスの見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活介護 | 人/月 | 183 | 185 | 185 | 185 |
| | 延日数/月 | 3,400 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| 自立訓練(機能訓練) | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 延日数/月 | 0 | 20 | 20 | 20 |
| 自立訓練(生活訓練) | 人/月 | 20 | 22 | 24 | 26 |
| | 延日数/月 | 130 | 150 | 170 | 190 |
| 就労選択支援【新規】 | 人/月 | | | 1 | 1 |
| | 延日数/月 | | | 20 | 20 |
| 就労移行支援 | 人/月 | 25 | 23 | 26 | 29 |
| | 延日数/月 | 190 | 210 | 240 | 270 |
| 就労継続支援A型 | 人/月 | 165 | 170 | 175 | 180 |
| | 延日数/月 | 2,800 | 2,900 | 3,000 | 3,100 |
| 就労継続支援B型 | 人/月 | 210 | 220 | 230 | 240 |
| | 延日数/月 | 2,950 | 3,100 | 3,250 | 3,400 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 15 | 17 | 20 | 23 |
| 療養介護 | 人/月 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 短期入所(医療型) | 人/月 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 延日数/月 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 短期入所(福祉型) | 人/月 | 62 | 60 | 60 | 60 |
| | 延日数/月 | 360 | 360 | 360 | 360 |

■サービス見込量の確保方策

- ・生活介護については、引き続き事業所の参入の促進を図ります。
- ・利用希望のニーズが高い就労移行支援事業や就労継続支援事業は、地域の関係機関や団体と連携し、企業の受け皿拡大等を図ります。
- ・就労選択支援については、利用開始日が未定(令和5年9月時点)ですが、利用希望者等に対し、情報発信を行っていきます。
- ・短期入所では、市内の事業所や医療機関等、広域的な連携のもとで提供体制の拡大に向けた検討を進め、医療的なケアが実施できる体制の整備に努めます。

(4)居住系サービス

居住系サービスは、入所施設や共同生活を行う住居（グループホーム）において、主に夜間に必要な介護や援助を提供するサービスです。

■居住系サービスの見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 85 | 83 | 81 | 79 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 人/月 | 60 | 65 | 70 | 75 |

■サービス見込量の確保方策

- ・自立生活援助については、生活介護やグループホームの事業所に働き掛けを行い、サービスの提供体制を整備します。
- ・施設入所支援やグループホームでは、本人や家族の希望に沿った暮らしができるよう、事業所等と連携して対応します。また、アンケート調査でもニーズが高いグループホームについては、市内での整備を促進させます。
- ・地域生活移行が可能な施設入所者に対しては、積極的に地域移行につながるよう支援します。

(5)相談支援

相談支援は、障がいのある人やその介護者、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な人に対するサービス利用計画作成等を行います。

■相談支援サービスの見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|--------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 670 | 680 | 700 | 720 |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0 | 1 | 2 | 3 |

■サービス見込量の確保方策

- ・指定特定相談支援事業所の指定を行い、適正なサービス等利用計画の作成が行われる体制の整備を進めます。

3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業とは、相談支援事業、日常生活用具給付等事業などを通じ、障がいのある人たちが、それぞれの能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるように支援する事業のことをいいます。必須事業と任意事業に分けられます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための講座や研修会、イベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

③ 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

相談支援を行う事業所等と連携し、相談支援体制を強化します。また、広域的な連携のもとで障がい者基幹相談支援センターを設置します。

■ 相談支援事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 基幹相談支援センター | - | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | - | 1 | 1 | 1 | 1 |

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認めた場合、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

判断能力が不十分な障がいのある人が、適切にサービスの利用契約や財産の管理等が行えるよう制度の周知に努めます。

■成年後見制度利用支援事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|--------------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 実施者数 | 0 | 1 | 1 | 1 |

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するために、可見市社会福祉協議会との連携のもと、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等による支援などを行います。

手話通訳や要約筆記等を行う人材の養成と確保を図ります。

■意思疎通支援事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話通訳者設置事業 | 実設置者数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 手話通訳者派遣事業 | 実利用数 | 40 | 50 | 50 | 50 |
| 要約筆記者派遣事業 | 実利用数 | 54 | 40 | 40 | 40 |

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、電動ベッド、シャワーチェア等、日常生活に必要となる用具等の給付を行います。

必要な人がサービスを利用できるように、日常生活用具等に関する情報を周知するとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具等の給付に努めます。

■日常生活用具給付等事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|-----------------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護・訓練支援用具 (電動ベッド等) | 件 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 自立生活支援用具 (シャワーチェア等) | 件 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等) | 件 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 情報・意思疎通支援用具 (携帯用会話補助装置等) | 件 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 排せつ管理支援用具 (ストマ装具等) | 件 | 1,900 | 1,900 | 1,900 | 1,900 |
| 住宅改修費 (居住生活動作補助用具等) | 件 | 5 | 5 | 5 | 5 |

⑧手話奉仕員養成講座事業

聴覚障がいのある人との交流活動を促進する手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成講座を御嵩町と合同で開催します。講座は、1年目を入門編、2年目を基礎編として2年間を通じて行います。令和5年度は入門編を実施しました。研修に関する情報を積極的に発信します。

■手話奉仕員養成研修事業の受講終了者数の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|---------------------|----|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話奉仕員養成講座の受講終了見込み者数 | 人 | 49 | 49 | 60 | 60 |

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、余暇活動等の社会参加のための外出支援をサービス提供事業所と連携して行います。

■移動支援事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 移動支援事業 | 人/月 | 8 | 10 | 12 | 14 |
| | 延時間/月 | 53 | 70 | 84 | 98 |

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等をサービス提供事業所と連携して行います。

■地域活動支援センター事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 箇所数 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 実利用者数 | 30 | 30 | 30 | 30 |

(2)任意事業

地域生活支援事業の任意事業として、障がいのある人やその家族の日常生活や就労、社会参加等を支援するために、実施する各種サービスの見込量を次のように設定します。

■任意事業の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問入浴事業 | 人/月 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 延回数/月 | 21 | 24 | 27 | 30 |
| 日中一時支援事業 | 箇所数 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| | 人/月 | 75 | 80 | 85 | 90 |
| | 延回数/月 | 700 | 750 | 800 | 850 |
| 生活サポート事業 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 延時間/月 | 0 | 120 | 120 | 120 |

4 障害児通所サービス等の見込み

(1) 障がい児福祉計画に係る障害児通所サービス等の見込み

障害児通所サービス等とは、児童福祉法に基づいて提供されるもので、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援、障害児相談支援のことをいいます。

ここでは、各種サービスの見込量とそれを確保するための方策を定めます。

■障害児通所サービス等の見込量

| サービス種別 | 単位 | 実績見込み | 見込み | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 児童発達支援 | 人/月 | 290 | 300 | 300 | 300 |
| | 延日数/月 | 1,150 | 1,150 | 1,150 | 1,150 |
| 放課後等デイサービス | 人/月 | 320 | 360 | 400 | 410 |
| | 延日数/月 | 3,450 | 3,850 | 4,250 | 4,650 |
| 保育所等訪問支援 | 人/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 延日数/月 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 延日数/月 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 障害児相談支援 | 人/月 | 580 | 640 | 680 | 720 |

■サービス見込量の確保方策

- ・放課後等デイサービスは、今後も利用者の増加が見込まれるため、基準に基づく適切な支給決定を行うとともに、相談支援事業者やサービス提供事業所と協力し、事業所の確保に努めます。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の増加に向けて、既存の事業所以外でも対応できるよう働き掛けを行います。
- ・居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所に実施を働き掛け、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ・障害児相談支援は、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成やモニタリングが行われるよう努めます。

第5章 事業の展開

次ページ以降の事業の記載について

各事業は、【継続】、【新規】、【拡充】とそれ以外に分類し、【継続】、【新規】、【拡充】に分類したものは、分類区分と下線をつけて表記しています。

【継続】 ⇒ 第6期の継続事業で未実施の事業、新規事業、拡充事業

【新規】 ⇒ 第7期の新規事業

【拡充】 ⇒ 第7期の拡充事業

(例)

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------------------|--------------------------|--------------|
| 1 | <u>多様な手段による啓発活動</u> | ○広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどの…… | 福祉支援課 |
| | <u>【拡充】</u> | ○障がいのある人に…… | <u>福祉支援課</u> |

1 地域でつながり、支え合う

(1)障がいの理解と支え合いの心の育成

① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 | 多様な手段による啓発活動 【継続】 | ○広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどの広報媒体を活用し、障がい特性や障がいのある人への理解を深めるための啓発を行います。中でも、特に理解されにくいとされる発達障がいや精神障がい、高次脳機能障がい※などについての啓発を強化します。 | 福祉支援課 |
| | | ○障がいのある人に総合的な相談窓口を紹介するため、身近な病院等に障がい者基幹相談支援センターのPR名刺を設置します。 | 福祉支援課 |
| | | ○身体障害者福祉協会可見支部の地域交流会等に対して補助金を支出する等、地域交流を促進します。 | 福祉支援課 |
| 2 | 障がい者週間等における啓発活動 | ○「障がい者週間」や「人権週間」「ダウン症の日」「自閉症デー」「世界希少・難病性疾患の日」などの際に、関係団体などと連携し、広報媒体を活用した啓発や街頭啓発を行います。 | 福祉支援課 |
| 3 | 障がい者に関するマークの普及 | ○「耳マーク」「ヘルプマーク」「ほじょ犬マーク」などの、障がい者に関するマークの普及を図り、理解と協力を促します。 | 福祉支援課 |

高次脳機能障がい：脳の損傷により生じる認知機能の障がいのこと。交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどのさまざまな症状があらわれる。

参考：障がい者に関するマークについて



耳マーク

聞こえが不十分なことを表す、国内で使用されているマークです。



ヘルプマーク

外見では分からなくても援助や配慮を必要としていることを表すマークです。



厚生労働省作成

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。



ハート・プラス マーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。

② 子どもの頃からの福祉教育の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4 | 学校における福祉教育の推進 | ○インクルーシブ教育システム [*] の構築を推進し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校（可茂特別支援学校）と小中学校との交流や共同学習の機会を充実させます。 | 学校教育課 |
| | | ○小中学校の「総合的な学習の時間」、福祉体験、福祉集会等の中で、障がい者福祉をテーマとした学習を進めます。 | 学校教育課 |
| 5 | <u>校外活動参加による福祉教育の推進【継続】</u> | ○社会福祉協議会が実施する「福祉ドキドキわくわく体験（小学生対象）」への児童生徒の参加を促進します。 | 福祉支援課（社会福祉協議会） |
| | | ○障がい者スポーツ等を通じて、小学生や中学生と障がいのある人の交流を進め、相互理解を図ります。 | 福祉支援課 |
| 6 | 福祉教育への支援 | ○市内の幼稚園や保育園、小中学校、高等学校を社会福祉協議会が福祉協力校として指定し、障がい体験等の学習を行います。 | 福祉支援課（社会福祉協議会） |
| | | ○学校現場における福祉教育に活用できるよう、社会福祉協議会による福祉体験用具の貸出しを支援します。 | 福祉支援課（社会福祉協議会） |
| 7 | 大学生等の現場実習の受け入れ | ○市内の福祉現場で大学生等が現場実習を受けられるよう情報提供を行い、人材育成を支援します。 | 福祉支援課 |

インクルーシブ教育システム：障がいの有無に関係なく、すべての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子どものニーズに対応して行う教育のこと。

③ 地域での福祉教育の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------------|---------------------------------------------------------------|----------------|
| 8 | <u>各種講座の実施【継続】</u> | ○社会福祉協議会の実施するボランティア養成講座への支援を通じ、障がい者福祉に関する活動を行うボランティアの育成を図ります。 | 福祉支援課（社会福祉協議会） |
| | | ○障がい特性や障がいのある人の理解を深めるための各種講座を実施します。 | 福祉支援課 |

(2) 市民による支え合いのしくみの強化

① 身近な地域での支援体制の整備

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 9 | <u>民生委員・児童委員活動への支援【継続】</u> | ○地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員・児童委員に対し、障がいなどに関する知識を深めるための研修等の実施や関係機関との連携を支援します。 | 高齢福祉課 |

| | | | |
|----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 10 | 障害者相談員活動への支援【継続】 | ○身体障害者相談員及び知的障害者相談員が行う、障がいのある人または保護者への相談や情報の提供、助言などの活動を支援します。 | 福祉支援課 |
| | | ○身体障害者相談員による相談会の開催支援や知的障害者相談員が参加する交流サロン運営支援を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○県が実施する研修会などへの参加を促進し、相談員の相談支援技術の向上を図ります。 | 福祉支援課 |
| 11 | 地域福祉を推進する人材の確保 | ○日常の見守り活動を行うなど、地域福祉を推進する人材である地域福祉協力者 [※] や地域見守り協力事業者・団体 [※] の制度周知や担い手の確保に努めます。 | 高齢福祉課 |
| 12 | ボランティア・NPO活動への支援 | ○かにNPOセンターにおいて、市内で障がい者福祉に関連する活動を行うNPO等の支援を行います。 | 地域協働課 |
| | | ○社会福祉協議会との連携のもと、市内で障がい者福祉に関連する活動を行うボランティアの支援を行います。 | 地域協働課 福祉支援課 (社会福祉協議会) |

地域福祉協力者：地域で、一人暮らしや体の不自由な方、子どもを見守る人。高齢化や核家族化が進む中、見守りが必要な人を地域で見守り、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、実施している制度。
地域見守り協力事業者・団体：民間事業者などが、個人宅を訪問する業務活動などを通じて地域の見守りなどを実施し、高齢者の孤立死や子どもの虐待などを防止すると共に、地域の皆さんが安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していくもの。

② 当事者活動の支援と障がいのある人の保護者への支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------|
| 13 | 各種団体の活動支援など | ○情報の提供や講演会、各種催事への後援などにより、当事者団体や家族会などへの活動支援を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○希望する人が加入できるよう、当事者団体や家族会の活動のPRを行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○施設見学、生活発表会、音楽会などの開催支援などにより、障がいのある児童生徒とその保護者による自主的な活動を支援します。 | 福祉支援課 |
| | | ○新たな団体の設立の希望がある場合、可能な支援を行います。 | 福祉支援課 |
| 14 | 障がい者生活支援センターによる活動支援 | ○「障がい者生活支援センター」において、当事者団体や家族会への情報提供や団体間の連携強化などの支援を行います。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |

(3)相談支援体制の充実・強化

① 相談・ケアマネジメント体制の強化

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|--------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 15 | 相談窓口の充実【継続】 | ○福祉支援課内に障がい者基幹相談支援センター及び重症心身障がい在宅支援センターみらいを設置するとともに、保健師、精神保健福祉士等の資格を有する者の増員を進め、専門的な対応ができる体制整備に努めます。 | 福祉支援課 |
| | | ○本市が指定する相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。また、相談窓口同士の連携を強化し、必要に応じてアウトリーチを行い、SOS を出せない人への支援も行います。 | 福祉支援課 |
| | | | 高齢福祉課 |
| | | | くれよん |
| | | | 子育て支援課 |
| | | | 保育課 |
| | | | 健康増進課 |
| | | ○発達障がいなどの専門医との連携を強化し、専門的な相談に対応できる環境を整備します。 | 学校教育課 |
| | | | 子育て支援課 |
| | | | 健康増進課 |
| | | ○発達障がいなどの専門医との連携を強化し、専門的な相談に対応できる環境を整備します。 | 福祉支援課 |
| | | | くれよん |
| 子育て支援課 | | | |
| 健康増進課 | | | |
| 16 | 相談機関の連携【拡充】 | ○福祉支援課職員の日常的な相談業務や個別援助技術を通じて、相談機関と連携を図ります。自立支援協議会において相談支援部会を開催し、連携を深めます。 | 福祉支援課 |
| | | ○障がい者基幹相談支援センターを中心に、指定相談支援事業所などと連携して、障がいのある人及び関係者から寄せられる多岐にわたる相談に対して総合的・専門的な対応や支援を行います。 | 福祉支援課 |
| | | | 福祉支援課 |
| | | ○要支援世帯における課題は複雑化・複合化していることから、障がい者支援・高齢者支援・子育て支援・生活支援・外国籍市民支援などの各分野の関係機関が連携を一層強化するため、包括的な相談支援体制の整備を進めます。また、支援を継続的に行い就労や地域参加につなげる重層的支援体制の構築について協議を進めます。【新規】 | 福祉支援課 |
| | | | 高齢福祉課 |
| | | | 子育て支援課 |
| 健康増進課 | | | |
| 地域協働課 | | | |

(4)情報提供

① 情報提供の充実

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 17 | 多様な手段による情報提供 【継続】 | ○広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどにより障害福祉サービスや支援制度などに関する情報提供を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○ホームページに申請書等の様式を掲載し、手続きの簡素化を進めます。 | 福祉支援課 |
| | | ○福祉支援課窓口に、障がい者に関する各種制度案内の資料を配置します。 | 福祉支援課 |
| | | ○民生委員・児童委員による見守り、相談活動の中で障害福祉サービスや支援制度などに関する情報提供を行います。 | 高齢福祉課 |
| | | ○「障がい者生活支援センター」に、障がい者に関する各種制度案内の資料や、各種活動団体の案内チラシ等を配置します。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| 18 | 視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報保障 | ○広報紙やホームページ等について、文字の大きさやフォント、色彩、音声コード、振り仮名などに配慮し、障がいのある人にとってわかりやすい情報の提供に努めます。 | 広報情報課 |
| | | ○希望する視覚障がい者へ点字による行政文書の送付を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○聴覚障がい者の緊急時に対する手話通訳等の派遣について体制を整備し、関係機関へ周知します。 | 福祉支援課 |
| | | ○市役所の窓口や他の機関などへの手話通訳者の派遣、FAX、携帯メールなどの多様な媒体により聴覚障がいのある人へ行政情報を提供します。 | 福祉支援課 |
| | | ○市役所に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人に対応します。 | 福祉支援課 |
| | | ○日常生活用具給付等事業により視覚または聴覚障がいのある人へ情報伝達を支援する用具を給付します。 | 福祉支援課 |
| 19 | 難病相談会や患者会の紹介 | ○保健所において実施する「難病相談会」や「患者会」などについての情報提供を行うとともに、参加を促進します。 | 福祉支援課 |
| 20 | 難病患者への支援体制の強化 | ○難病患者への相談や情報提供について、窓口の明確化を図るとともに、県等と連携して相談・支援や市民への啓発等を実施します。 | 福祉支援課 |
| | | ○難病に関する総合的な相談と情報発信等を行う「難病生きがいサポートセンター」(岐阜県難病相談・支援センター)の周知を図ります。 | 福祉支援課 |

(5)障がい者施策推進のための体制強化

① 障がい者施策にかかわるスタッフの確保と資質向上

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 21 | スタッフの確保 【継続】 | ○必要に応じて、精神保健福祉士、保健師、ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士、臨床心理士、手話通訳者などの専門的な技術を持つ人材を確保できるよう、計画的な採用を行います。 | 人事課 |
| | | ○必要に応じて、特別支援学級において児童生徒の指導援助を行うスクールサポーターを確保します。 | 学校教育課 |

② 障害福祉サービス事業所等への指導・助言

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------|-------|
| 22 | 事業所等への指導・助言 | ○障害福祉サービスが適切かつ安定的に提供されるよう、事業所等の実地指導を県と合同で行います。また、事業所等への助言等による支援も行います。 | 福祉支援課 |

③ ネットワークの充実と検討体制の整備

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 23 | 庁内各課、関係機関・団体などの連携強化 | ○個別支援会議や相談会・研修等の開催を通じ、職員の知識や支援技術を高めるとともに、定期的な情報共有により効率的なサービス提供を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○関係機関・団体と連携し、障がいのある外国籍市民への情報提供や支援がスムーズに行える体制を整備します。 | 福祉支援課 |
| | | ○医療的なケアを必要とする障がいのある人や難病患者等に対応するため、医療機関等との連携をより一層強化します。 | 福祉支援課 |
| | | ○当事者だけでなく家族への支援についても、関係者・関係機関と連携し対応します。 | 福祉支援課 |
| 24 | 自立支援協議会(障がい者地域生活支援推進協議会)の充実【継続】 | ○保健、医療、学校、企業、就労支援などの関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関などで構成する自立支援協議会の機能を強化するため、全体会を年1回定期的に開催し、事業者への事業拡大を依頼していくとともに、情報交換を行い、よりよい障がい福祉環境を醸成していきます。 また、課題ごとに部会を設置して、障がい者基幹相談支援センターが中心となり、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりについて具体的な方策の検討を進めます。 | 福祉支援課 |

| | | | |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| | | ○医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の整備を図ります。 | 福祉支援課 |
| | | ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の整備を図ります。 | 福祉支援課 |

(6)防災・防犯体制の整備

① 防災対策の充実

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 25 | 防災対策意識の高揚【継続】 | ○防災に関する広報や訪問による啓発、地域の自主防災訓練への支援、新しい基準で更新作成する洪水ハザードマップの配布などを通じ、地域の防災活動を支援します。また、障がいのある人の防災訓練への参加を促進します。 | 防災安全課 |
| | | ○市内障害福祉施設の避難行動計画の策定、訓練を支援します。 | 福祉支援課 |
| 26 | 福祉避難所の充実【継続】 | ○災害時に長期避難が必要となる場合は、一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所の運営体制を整えます。また避難生活を送るための設備や機材を整えます。 | 高齢福祉課 |
| 27 | 木造住宅耐震診断 | ○地震による建築物の倒壊を防ぐため、木造住宅耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を促進します。 | 建築指導課 |
| 28 | 災害時の情報伝達体制の整備 | ○障がいのある人に災害の情報などが伝わるよう、緊急FAXサービスやメールによる配信を実施するとともに周知を図ります。 | 福祉支援課 |

② 緊急・災害時の支援体制の整備

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------|------------------------------------------------------------|-------|
| 29 | 避難誘導体制の構築 | ○避難行動要支援者名簿を作成し、関係者への事前の名簿提供等により、地域における避難体制づくりを支援します。 | 防災安全課 |
| | | ○地域における避難行動要支援者の避難について、自治会（自主防災会）を中心とした検討を促進し、災害時の連携に努めます。 | |
| 30 | 避難所の充実 | ○避難所の住環境を改善するとともに、状況説明・物資配給などの情報の提供を障がいに配慮して行います。 | 防災安全課 |
| | | | 高齢福祉課 |

③ 防犯対策の充実

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------|--------------------------------------------------|-------|
| 31 | 悪質商法に関する啓発 | ○パンフレットやすぐメールなどの情報媒体を活用し、悪質商法や消費生活に関する情報提供を行います。 | 防災安全課 |
| | | | 産業振興課 |

2 住み慣れた地域で住み、暮らす

(1) 在宅支援と居住の場の確保

① 訪問系サービスの推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 32 | 訪問系サービスの推進 | ○居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、訪問入浴サービスなどの訪問系サービスにより、障がいのある人の自宅での生活を支援します。 | 福祉支援課 |
| 33 | 生活サポート事業の実施 | ○介護給付の支給決定を受けられない人に対し、地域生活支援事業での生活サポート事業を実施します。 | 福祉支援課 |

② 居住の場の整備

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 34 | <u>短期入所の充実</u> <u>【継続】</u> | ○身近な地域で短期入所サービスが利用できるよう、市内において事業所の参入を促進するとともに、広域的な連携のもとで施設確保を促進します。また、体験利用についても推進します。緊急時に受け入れが可能となる施設確保に努めます。 | 福祉支援課 |
| | | ○医療的なケアに対応できる短期入所サービスの充実に向け、県と連携を密にして医療機関等への働きかけを強化します。 | 福祉支援課 |
| 35 | 日中一時支援事業への支援 | ○保護者や家族等の介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人に日中活動の場を提供することを支援します。 | 福祉支援課 |
| 36 | 施設入所が必要な人への支援 | ○施設への入所が必要な障がいのある人が円滑に施設を利用できるよう、施設入所にかかる調整などの支援を行います。 | 福祉支援課 |
| 37 | <u>グループホーム</u> <u>への入居支援</u> <u>【継続】</u> | ○既存の日中活動系サービス事業所と連携し、市内グループホームの整備を促進します。 | 福祉支援課 |
| | | ○新規開設予定の事業所に対して、情報提供を行い、市内でのグループホームの整備を促進します。 | 福祉支援課 |
| | | ○入居を希望する人へ、グループホームの紹介や入居への支援をします。また、体験入居についても支援します。緊急時に受け入れが可能となる施設確保に努めます。 | 福祉支援課 |
| 38 | 市営住宅の優先的入居の考慮 | ○入居選考において障がいの程度に応じて困窮度の加点を行ったり、身体障がいのある人を優先的に選考する部屋を確保したりするなど、障がいのある市営住宅入居希望者の受け入れ体制を継続します。 | 施設住宅課 |

③ 障害福祉サービス利用に向けた相談支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 39 | 障害福祉サービスの利用支援 【継続】 | ○指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連携のもと、障がいのある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を促進します。また、指定特定相談支援事業者の増加を促進します。 | 福祉支援課 |
| | | ○利用者の状況等に応じ、サービス利用期間中に、サービス等利用計画の見直し(モニタリング)を実施し、環境や状態の変化等に対応できる体制を整備します。 | 福祉支援課 |
| 40 | 難病患者のサービス利用促進 | ○障害者総合支援法により、障害福祉サービスの対象に難病患者が加わっていることから、制度について周知するとともに、訪問系のサービスだけでなく就労系サービスの利用を促進します。 | 福祉支援課 |

④ 地域生活支援の拡充

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 41 | 地域生活支援拠点等の機能拡充【継続】 | ○地域生活支援拠点等については、中濃圏域や可茂地域などに存在する医療機関や障害福祉サービス事業所などの社会資源を活用した面的整備としての整備を進めます。また、整備にあたっては関係機関と共に実効性のある体制づくりを進めます。 年3回程度中濃圏域の関係者による会議を開催し、運用ルールの徹底、運用状況の共有等を行います。 | 福祉支援課 |
| 42 | 自立生活援助の利用促進 【継続】 | ○施設入所やグループホームを利用していた人で一人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言・各種調整などを行います。 | 福祉支援課 |
| 43 | 共生型サービスの利用促進 【継続】 | ○障害福祉サービス事業所や介護保険事業所、関係部署などと連携を図り、障がいのある人と高齢者の双方が利用できる事業所(共生型サービス)の利用を促進します。 | 福祉支援課 |
| | | | 介護保険課 |

(2)福祉用具や医療費助成制度の推進

① 補装具費・日常生活用具給付費支給の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 44 | 補装具費・日常生活用具給付費の支給 | ○障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入・修理・貸与に要した費用の一部について補装具費を支給します。 | 福祉支援課 |
| | | ○日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入及び住宅改修に要した費用の一部について日常生活用具給付費を支給します。 | 福祉支援課 |
| 45 | その他の福祉機器貸出し、購入助成 | ○県との連携のもと、ニュー福祉機器助成事業を推進します。 | 福祉支援課 |
| | | ○社会福祉協議会が実施する車いすなどの福祉用具の貸出しについて情報提供を行い、利用を促進します。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |

② 医療費助成の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 46 | 医療費助成 | ○心身に障がいのある人が医療を受ける場合に、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の利用を促進し、自己負担額の軽減を図ります。 | 福祉支援課 |
| | | ○重度心身障がい者医療費助成により、障がいのある人の経済的負担を軽減します。 | 福祉支援課 |

3 健やかに、安心して生活する

(1) 支え合いによる健康づくりの推進

① 地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 47 | 健康づくりに関する情報提供 | ○障がいの原因となる疾病の予防に向け、広報紙やホームページなどを活用し、健康づくりに関する情報提供を行います。 | 健康増進課 |
| 48 | 心の健康づくり | ○心の健康づくりに関する啓発や情報提供などについて、自殺対策に関する計画や指針を踏まえてより一層、うつ予防や自殺予防対策を進めます。 | 福祉支援課 |
| | | | 健康増進課 |

② 地域医療体制の整備

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 49 | 包括的な保健医療サービスの提供 | ○医療機関等と連携を図り、保健・医療・福祉サービスが総合的、継続的に提供されるしくみづくりに努めます。 | 福祉支援課 |
| | | | 健康増進課 |
| 50 | スムーズな診療に向けた支援 | ○医療機関と連携し、障がい特性に関する情報の共有化を図り、障がいのある人が医療機関で診療を受けやすい環境づくりに努めます。 | 福祉支援課 |
| | | | 健康増進課 |
| | | ○障がいのある人の診療が可能な医療機関に関する情報提供を行います。 | 福祉支援課 |
| 51 | 専門的な診療体制の整備 | ○医療機関や関係機関との連携を図り、身近な地域で、障がいに関する専門的な診療が受けられる環境づくりに努めます。 | 福祉支援課 |
| | | | 健康増進課 |
| 52 | <u>感染症への対応【継続】</u> | ○法定の予防接種について、接種率の向上及び健康被害の未然防止を図ります。市内の個別医療機関では接種判断が困難な慢性疾患等を持つ子については「二次、三次及び県外予防接種医療機関」において実施します。 | 健康増進課 |

| | | | |
|----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 52 | 感染症への対応【継続】 | ○感染による重症化リスクがある人の感染防止のために、全ての人が手洗い等の基本的な感染症対策に取り組めるよう、あらゆる広報媒体を利用して周知を図ります。発生期においては、国や県が公表等する情報について、市ホームページへの掲載等により、速やかに情報提供を図り、公共施設等については、感染症対策を徹底し、集団感染等を未然に防ぐよう図ります。 | 健康増進課 |
| | | ○市内障害福祉施設等での感染拡大防止、収束に向け、県・保健所・市感染症対策本部と連携できる体制を作ります。また市内障害福祉施設に情報提供を行います。 | 福祉支援課 |

(2)健康の保持・増進のための支援

① ライフステージに応じた健(検)診・訪問・相談・教育の実施

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 53 | 妊娠期から新生児期における支援 | ○安全な出産や産後うつ予防のために、妊婦健康診査受診票・産婦健康診査受診票(補助券)の交付を通じ、健診の受診率の向上を図ります。 | 健康増進課 |
| | | ○安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦及び新生児の訪問を行います。 | 健康増進課 |
| | | ○新生児聴覚検査の助成を行い、受診を勧奨します。 | 健康増進課 |
| 54 | 乳幼児期における支援 | ○乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。 | 健康増進課 |
| | | ○乳幼児健診等で把握した、発達等について心配を抱える乳幼児とその保護者に対しては、関係機関と連携を図り、各種の専門相談につなげます。 | 健康増進課 |
| | | ○健診未受診者に対しては電話による確認や訪問により把握に努めます。 | 健康増進課 |
| 55 | 成人期における支援 | ○障がいの原因となる疾病を予防するため、健康教育・健康相談・特定保健指導を行います。 | 健康増進課 |
| | | ○生活習慣病*の予防に向け、青年期から高齢期にかけて健診(ヤング健診、特定健診、ぎふ・すこやか健診)や各種がん検診等を実施するとともに、受診率の向上に努めます。 | 国保年金課 健康増進課 |

生活習慣病：成人期後期から老年期にかけて、罹患率、死亡数が高くなる慢性疾患の総称。食事、運動、飲酒、喫煙など、日常生活習慣が病気の発症や進行に関わっている。

(3) バリアフリーの計画的推進

① 住宅のバリアフリー化の支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------|----------------------------------------------|-------|
| 56 | 市営住宅の改修 | ○市営住宅の改修等に合わせて、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を推進します。 | 施設住宅課 |

② 公共的施設のバリアフリー化の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 57 | 公共施設のバリアフリー化 | ○新設する公共施設について、担当課と連携のもと、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方、バリアフリーを取り入れた整備に努めます。 | 施設住宅課 |
| | | ○既存の公共施設について、担当課と連携のもと、バリアフリー化改修に努めます。 | 施設住宅課 |
| 58 | 公共交通機関のバリアフリー化 | ○事業者との連携のもと、バリアフリー化整備を推進します。 | 都市計画課 |

③ 民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 59 | ユニバーサルデザイン・バリアフリーに向けた啓発 | ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」・「岐阜県建築基準条例」による法令・「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づきユニバーサルデザイン・バリアフリー化整備について啓発を行います。 | 建築指導課 |

④ 道路のバリアフリー化の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 60 | 道路のバリアフリー化 | ○歩道の幅員拡大、歩道・車道の段差解消、点字ブロックの設置などを行い、道路のバリアフリー化を推進します。 | 土木課 |
| 61 | 障害物や放置自転車の撤去 | ○「可児市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、障害物や放置自転車の撤去を推進し、誰もが歩きやすい安全な道路空間の創出を図ります。 | 管理用地課 |

(4)権利を守るしくみづくり

① 権利擁護の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 62 | 権利擁護の推進【継続】 | ○判断能力が十分でない障がいのある人が不利益を被らないよう支援する成年後見制度について、 <u>可児市権利擁護センターにおいて、その周知を図るとともに市長申し立ての活用などにより制度の利用を支援します。また、可児市成年後見利用促進基本計画に基づき事業を推進します。</u> | 福祉支援課 高齡福祉課 |
| | | ○社会福祉協議会が「ず〜っとあんき支援事業」で実施する日常生活自立支援事業*や法人後見事業*、死後事務委任、入退院時支援サービスを支援します。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| | | ○選挙の投票所入り口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票などの制度についてさらなる周知を行い、障がいのある人が選挙に参加する機会を保障します。 | 選挙管理委員会事務局 |

日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

法人後見事業：適切な後見人などがいない人を対象として、家庭裁判所の審判に基づき、法人が成年後見人などの業務を行う事業。

② 虐待防止対策の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|----------------|--------------------------------------------------|-------|
| 63 | 障がい者の虐待防止対策の推進 | ○障がい者虐待の防止等に関する広報、啓発活動を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○障がい者虐待防止センターにて県などの関係機関と連携し、虐待に関する、通報・報告等へ対応します。 | 福祉支援課 |

(5)「合理的配慮」と「差別解消」への対応

① 「合理的配慮」と「差別解消」への対応

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 64 | 「合理的配慮」と「差別解消」への対応 | ○障がい者差別解消検討委員会を定期的に開催し、合理的配慮の提供について検討します。また、新規採用職員などに対して合理的配慮の提供に関する研修を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○障がいのある人に対する差別解消や合理的配慮についての啓発を行います。また、差別解消などに関する相談や訴えに対応します。 | 福祉支援課 |

4 住み慣れた地域で共に育ち、学び、楽しむ

(1)総合的な障がい児支援の充実

① 早期相談支援と切れ目のない支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 65 | 専門的な発達相談の実施 | ○様々な発達に関する悩みについて、専門家による相談対応などを行います。 | 子育て支援課 |
| | | | 保育課 |
| | | | 健康増進課 |
| | | | 学校教育課 |
| | | ○利用にあたっては、乳幼児健診事後指導、保育園や幼稚園、児童センター、小学校スクールカウンセラー*などの子育て支援に関する施設や関係者との連携等により、早期相談に結びつけます。 | 子育て支援課 |
| | | | 保育課 |
| | | | 健康増進課 |
| | | | 学校教育課 |
| | | ○相談により把握された要支援児童については、関係機関が情報を共有し、連携して切れ目のない支援を行います。 | 福祉支援課 |
| | | | 子育て支援課 |
| | | | 保育課 |
| | | | 学校教育課 |
| 66 | 保育所等訪問支援の実施 | ○障がい児が集団生活をしている施設を訪問し、障がい児とその他の児童との集団生活の適応のための専門的な支援を行います。 | 福祉支援課 |
| | | | 子育て支援課 |

スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する者のこと。

② 就学前発達支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 67 | こども発達支援センターくれよんにおける発達支援 | ○発達に何らかの心配がある子どもに対し、通所による療育（児童発達支援）を行うとともに、その家族に対する支援を行います。特に、3歳児未満の子どもには、親子療育を行い、早期療育及び早期家族支援を行います。 | くれよん |
| | | ○一人ひとりのニーズや特性に応じたサービスが受けられるよう計画相談（障害児支援利用計画作成・モニタリング）を行います。 | くれよん |
| | | ○地域の中核的な療育機関として、幼稚園、保育園、教育機関、福祉関係等関係機関と連携した支援体制を構築します。 | くれよん |

| | | | |
|----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 68 | 児童発達支援の推進 | ○児童発達支援の場を提供する事業所と連携し、重症心身障がい児を含めた療育を必要とする小学校入学前の子どもへの適切な支援を行います。 | 福祉支援課 くれよん |
| | | ○乳幼児期における発達の特性と対応について、幼稚園、保育園、認定こども園等の発達支援コーディネーターに対し、講演会や研修会を開催します。また現場での指導者支援などを通じて理解・啓発を行います。 | 福祉支援課 子育て支援課 |
| 69 | 居宅訪問型児童発達支援の促進 | ○重度の障がい等で、障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問する発達支援の提供を促進します。 | 福祉支援課 |

③ 障がい児保育・就学前教育

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 70 | 障がい児への保育や就学前教育の推進【拡充】 | ○すべての市立保育園・幼稚園で加配対応など障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。また、私立保育園についても加配保育士の確保の支援を行い、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。 | 保育課 |
| | | ○保育園や幼稚園への入園にあたっては保健、保育、福祉が連携して対応し、適切な就園を支援します。 | 保育課 |
| | | ○支援を必要とする児童に対し、保育、療育等の支援が適切に提供できるよう、ハード面の整備、インクルーシブ保育等の施策について、庁内の関係機関で協議を行います。【新規】 | 子育て支援課 |

④ 個々の状況に応じた適切な就学支援の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------|------------------------------------------------------|-------|
| 71 | 教育支援委員会の開催 | ○教育支援委員会の開催により、障がいのある児童一人ひとりの状況を把握したうえで、適切な就学を支援します。 | 学校教育課 |

⑤ 障がいに応じた適切な教育の充実

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 72 | 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 | ○個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、障がいのある児童生徒への教育・指導体制を充実します。 | 学校教育課 |
| | | ○通常学級の中で、個別に配慮が必要な児童生徒についても個別の教育支援計画・個別の指導計画が作成できるよう、体制を充実させます。 | 学校教育課 |
| 73 | <u>通常学級に在籍する発達障がい児への支援体制の構築</u> 【拡充】 | ○幼保連携協議会の上位組織である幼保小連携推進会議を活用して、さらに関係機関の連携を強化し、保育園、幼稚園から小中学校に至るまで、一体的な指導・援助が行える体制を充実させます。 | 保育課 学校教育課 |
| | | ○授業と学習環境のユニバーサルデザイン化及び必要な合理的配慮の提供に取り組みます。 【新規】 | 学校教育課 |
| | | ○学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいの児童を対象とした発達通級指導教室を増設し、発達障がいのある児童に対応するとともに、指導の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| | | ○ <u>スクールサポーターを配置し、発達障がいのある児童生徒への学習を支援します。</u> | 学校教育課 |
| 74 | <u>特別支援教育育成会の活動支援</u> 【継続】 | ○特別支援学級の相互交流を促進するため、各種の交流事業を実施します。 | 学校教育課 |
| | | ○校内生活発表会等の実施を通じ、障がいのある児童生徒が、自身の将来の進路や職業を考える機会を設けます。 | 学校教育課 |
| 75 | 可児市特別支援教育連携協議会の開催 | ○可児市特別支援教育連携協議会の開催を通じ、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携した児童生徒への支援に努めます。 | 学校教育課 |
| 76 | 教職員の資質向上 | ○担当者会やサークル研修会、授業研究、実践交流、校内研修等を行い、障がいのある児童生徒に対する教職員の指導技術や専門性を高めます。 | 学校教育課 |
| | | ○教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図るため、特別支援学校の教員や関係機関の職員を招へいする研修を企画します。 | 学校教育課 |

⑥ 就学期における療育の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------------|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| 77 | 教育相談の実施 | ○各学校において教育相談を行うとともに、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応します。 | 学校教育課 |
| | | ○障がいに関する専門的な相談を行う「発達と教育の相談会」を実施します。専門医との連携を強化し、身近な場所で相談ができる体制を充実させます。 | 学校教育課 |
| 78 | ことばの教室等の実施 | ○小中学校に設置されている通級教室「ことばの教室」と「ふれあい教室」において、言語障がいや発達障がい等のある児童への指導を行います。 | 学校教育課 |
| 79 | 放課後等デイサービスの充実 | ○学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスの利用を支援します。 | 福祉支援課 |
| | | ○重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。 | 福祉支援課 |

⑦ 高校生への支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------------|-------|
| 80 | 高校生への支援 | ○特別支援学校の高等部や、一般の高校に通う障がいのある生徒に対し、教育機関や就労機関等と連携しつつ、相談や情報提供などの支援を行います。 | 福祉支援課 |

(2)生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実

① 生涯学習・文化活動の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 81 | 各種教室や講座等学習機会の提供 | ○「障がい者生活支援センター」などにおいて、障がいのある人が参加できる各種講座、教室を開催し、生涯学習・文化活動の機会を提供します。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| | | ○障がいのある人を対象としたパソコン教室を開催し、相互に学び合えるしくみづくりを進めます。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| 82 | 文化創造センターとの連携による共生事業の推進 | ○障がいのある人の社会包摂を目的とする作品展・文化展・各種催事等を支援します。 | 福祉支援課 |
| 83 | 学習・活動成果の発表支援 【継続】 | ○特別支援学級の児童生徒の作品展や地区センターでの催しなどにおいて、事業所製品の展示・販売の機会を提供します。 | 福祉支援課 |
| | | | 学校教育課 |

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 84 | <u>視覚障がいや聴覚障がいのある人の生涯学習への参加機会の確保【拡充】</u> | ○生涯学習の場などにおいて、手話通訳者、要約筆記者を配置し、聴覚障がいのある人が生涯学習活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、手話通訳者、要約筆記者の育成を行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○音訳ボランティアの育成に努めるとともに、資料の音訳などの活動を支援します。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| | | ○読書バリアフリー法に基づき、点字図書、大活字図書やLLブック、朗読CD等の購入・排架により、視覚障がいのある人等の読書環境の利便性の向上を図ります【新規】 | 図書館 |
| | | ○図書館におけるイベント、企画展示、関係図書等の充実により、障がいのある人への理解を促進します【新規】 | 図書館 |

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 85 | <u>スポーツ教室の開催等スポーツ機会の確保【継続】</u> | ○誰もがスポーツに親しめるよう、障がいのある人が参加できるスポーツ教室を開催するとともに、スポーツ大会への参加を支援します。 | 文化 スポーツ課 |
| | | | 福祉支援課 |
| 86 | <u>スポーツ活動へ参加できる環境の整備【継続】</u> | ○スポーツ活動への障がいのある人の参加を支援するため、指導者の育成に努めるとともに、障がいのある人も参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。 | 文化 スポーツ課 |
| | | | 福祉支援課 |

5 働き、活動する

(1)一般企業等への就業に向けた支援

① 一般企業等への就業に向けた支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 87 | 就労に向けた情報発信・情報提供の充実 | ○障がい者雇用率制度や、企業の社会的責任などについて、ポスター、リーフレットなどの活用により啓発を行います。 | 福祉支援課 |
| | | | 産業振興課 |
| 88 | 民間企業への働きかけ【継続】 | ○身近な地域で障がいのある人の就労の場が拡充されるよう、関係機関との連携強化や民間企業との意見交換会の開催を図りながら職場の開拓や掘り起こしを進めます。 | 福祉支援課 |
| | | | 産業振興課 |
| 89 | 就労に向けた相談・支援の充実 | ○障がい者雇用に関する各種助成制度についての情報提供や、公共職業安定所が実施する就職面接会・職業相談・職業訓練に関する相談会、岐阜県障がい者雇用企業支援センターが実施する就労相談会、岐阜県立障がい者職業能力開発校の紹介・訓練への参加について支援を行います。 | 福祉支援課 |
| | | | 産業振興課 |
| | | ○「障がい者生活支援センター」において、就労に関する相談等に対応します。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| 90 | 就労事業所との連携強化 | ○就労移行支援や就労継続支援の事業所との連携により、障がいのある人の一般就労を促進します。また、市内での就労移行支援事業所の確保に努めます。 | 福祉支援課 |
| 91 | 就労定着に向けた支援と連携の強化 | ○一般就労等をした障がいのある人について、生活面の課題解決や就労の継続を図るため、県や障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業所との連携のもとで、障がい者の就労定着支援を促進します。 | 福祉支援課 |

② 市役所の障がい者雇用

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 92 | 市役所の障がい者の雇用 | ○可見市役所での、障がい者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。また、就労の定着に向けて、担当職員等に対し必要な研修を実施します。 | 人事課 |

(2)就業の場の確保と自立訓練の推進

① 就労支援の実施

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 93 | 福祉的就労施設の確保 | ○就労継続支援事業所の確保に努め、市内に福祉的就労の場の整備を推進します。 | 福祉支援課 |
| 94 | 福祉的就労への支援 | ○就労訓練等の障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対し、サービスにかかる利用者負担を助成する「障がい者就労支援事業」を実施します。 | 福祉支援課 |
| | | ○公共交通機関を利用して福祉的就労の場に通勤している精神障がいのある人に対し、交通費の助成を行います。 | 福祉支援課 |
| 95 | 事業所製品の販路拡大 | ○地区センターでの催しや各種イベントの際に、事業所製品の販売のための場所の提供などを行います。 | 福祉支援課 |
| | | ○岐阜県「ハート購入制度」(障がい者雇用努力企業等からの物品調達制度)への登録や岐阜県セルフ支援センターカタログへの登録、店舗への販売依頼などを通じ、事業所製品の販路拡大等を支援します。 | 福祉支援課 |
| | | ○障害者優先調達推進法の趣旨に基づいて定める調達方針に沿って、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するように市役所内の各課に啓発します。 | 福祉支援課 |

(3)日中活動の場の確保

① 日中活動系サービスの推進

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|--------------|--------------------------------------------------------------|-------|
| 96 | 日中活動系サービスの推進 | ○障がいのある人の日中活動や就労の場として、生活介護、就労移行支援、就労継続支援の各障害福祉サービスの利用を支援します。 | 福祉支援課 |

(4)外出・意思疎通支援の充実

① 移動手段の確保と移動・外出の支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 97 | コミュニティバス・公共交通の充実 | ○可見市コミュニティバス(さつきバス、電話で予約バス、おでかけしよ Kar Kバス)の運行とYAOバス、民間路線バスへの運行支援を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。 | 都市計画課 |

| | | | |
|----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 98 | 多様な移動手段の提供と助成 | ○シルバー人材センターが運行する福祉有償運送※事業の周知を行います。 | 高齢福祉課 |
| | | ○身体障がいまたは知的障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。 | 福祉支援課 |
| | | ○身体障がいのある人が就労等のために自ら運転する自動車の改造、または重度の身体障がいのある人の介護者が本人の移動のために自動車を改造、もしくは購入する場合、その経費の一部を助成します。 | 福祉支援課 |
| | | ○市及び社会福祉協議会において、普通乗用車に乗ることが困難な人に対し、車いすに乗ったまま乗車できるリフトカーの貸出しを行います。 | 福祉支援課 (社会福祉協議会) |
| 99 | 社会参加助成券と通院費用の助成 | ○重度障がい者(児)社会参加助成券の交付(タクシー券の交付や燃料費の一部助成)により、重度障がいのある人の社会参加を支援します。 | 福祉支援課 |
| | | ○血液透析患者交通費助成券の交付により、定期的な通院により透析を受けている人を支援します。 | 福祉支援課 |

福祉有償運送：NPO や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

② 意思疎通の支援

| No. | 事業 | 方針 | 担当課 |
|-----|----------------------------|------------------------------------------------------------------|-------|
| 100 | 手話通訳者の配置と養成 | ○市役所に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人の相談に対応します。また、手話通訳者の養成を進めます。 | 福祉支援課 |
| 101 | 意思疎通支援事業の実施 | ○手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。 | 福祉支援課 |
| 102 | 各種講座や講演会における手話通訳者や要約筆記者の配置 | ○市で実施する各種講座や講演会などにおいて手話通訳者、要約筆記者を配置し、聴覚障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。 | 福祉支援課 |

第6章 計画の推進体制

1 団体・事業者等との連携

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人への理解を促進するための取り組みや、地域での見守り、防犯・防災などの取り組みは、地域の協力が不可欠であることから、関係課と連携して広報を行います。

さらに、計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や各障がいに関する相談員、自治会やまちづくり協議会、地区社協等のコミュニティ組織、当事者団体、サービス提供事業者との連携の強化を図ります。

また、障害福祉サービスの充実を図るため、サービス事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

(3) 県や近隣市町村との連携

障がい福祉施策や、障害福祉サービスの提供などにおいて、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町村とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

2 障がい福祉施策に関する財政措置について

本計画で示した障がい福祉施策の方針に基づく各種事業・サービス等については、その充実に向けて予算の確保に努めます。

また、厳しい財政状況にあっても、障がい者福祉の充実に向けた施策を積極的に実施するために、個人への給付から、より長期的視点で効果が期待される社会資源の整備へ移行させていきます。

3 施策の点検・評価

本計画の推進にあたっては、進捗状況及び成果目標の達成状況などについて点検及び評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

資料編

1 策定の経過

| 年月日 | 内容 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年2月下旬～ 3月中旬 | 関係各課ヒアリングの実施(進捗状況) |
| 6月1日～ 6月30日 | 可児市障がい者計画(第7期)策定にかかるアンケート調査及びヒアリングの実施【サービス利用者・サービス事業所・民生児童委員(理事)・活動団体】 |
| 6月30日 | 第1回可児市障がい者計画策定委員会の開催 |
| 9月5日 | 第2回可児市障がい者計画策定委員会の開催 |
| 9月中旬～下旬 | 関係各課ヒアリングの実施(今後の取り組み方針) |
| 10月10日 | 第3回 可児市障がい者計画策定委員会の開催 |
| 令和6年1月10日～ 1月31日 | パブリックコメントの実施 |
| 2月15日 | 第4回 第7期可児市障がい者計画策定委員会の開催 |
| 3月21日 | 第7期可児市障がい者計画策定委員会が市長へ答申 |

2 策定委員会要綱

○可児市障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による障がい者及び障がい児のための施策に関する行動計画を策定するため、可児市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、市長の委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、福祉部福祉支援課において処理する。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

(敬称略、順不同)

| 氏名 | 所属機関等 | 備考 |
|--------|-----------------------------------------------------|------|
| 宗宮 優 | 一般社団法人可児医師会 会長 | 委員長 |
| 橋本 廣子 | 岐阜医療科学大学 名誉教授(地域連携室なないろルーム) | 副委員長 |
| 臼井 潤一郎 | 一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワーク 代表理事 (岐阜県障害者相談支援特別アドバイザー) | |
| 長谷川 典彦 | 特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会 理事長 | |
| 川尻 秀春 | 一般社団法人 岐阜県身体障害者福祉協会可児支部 書記 | |
| 大平 裕子 | 一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会可茂支部 | |
| 宮前 恵子 | 岐阜県自閉症協会 東濃ブロック担当役員 | |
| 亀谷 真也 | 岐阜県立可茂特別支援学校 支援センター長 | |
| 安田 望実 | 医療的ケア児支援センター 重症心身障がい在宅支援センター みらい 看護師 | |
| 中島 恭久 | 岐阜県福祉事業団ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター 所長 | |
| 川村 雅哉 | 可茂学園(障がい者支援施設)支援部長(サービス管理責任者) | |
| 古田 聡 | 可児商工会議所 労務対策委員 | |
| 伊藤 幸子 | 雑草の会(知的障がい者保護者団体)会長 | |
| 塚本 明里 | 可児市ふるさと広報大使(岐阜県ヘルプマーク普及啓発大使) | |
| 竹内 幸正 | 可児市教育研究所 指導主事 | |
| 若尾 真理 | こども発達支援センターくれよん(児童発達支援事業所) 所長 | |
| 土屋 りつ子 | 可児市障がい者基幹相談支援センター 主任相談支援専門員 | |
| 谷口 新二 | 市民公募委員 | |
| 松本 淳一郎 | 市民公募委員 | |

第7期可児市障がい者計画

発行：可児市
編集：可児市 福祉部 福祉支援課
〒509-0292
岐阜県可児市広見1丁目1番地
電話 0574-62-1111(代表)
FAX 0574-63-1294
発行年月：令和6年3月
